

第一百八十九回国会  
衆議院

## 國土交通委員会

## 議録 第十三号

平成二十七年六月三日(水曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長

今村 雅弘君

理事

小島 敏文君

理事

中村 裕之君

理事

井上 英孝君

理事

秋本 真利君

理事

木内 均君

門 古賀 篤君

博文君

佐田玄一郎君

鈴木 鑿祐君

高木 宏壽君

野田 聖子君

堀井 學君

宮内 秀樹君

山本 公一君

神山 洋介君

田嶋 要君

官崎 岳志君

足立 康史君

鈴木 義弘君

北側 一雄君

樋口 尚也君

本村 伸子君

太田 昭宏君

北川イッセイ君

うえの賢一郎君

鈴木 鑿祐君

福山 守君

(厚生労働省大臣官房審議官)  
 政府参考人  
 (資源エネルギー庁省エネエネルギー部)  
 木村 陽一君  
 谷内 繁君

(政府参考人)  
 (国土交通省総合政策局長)  
 潟口 敬二君

(政府参考人)  
 (国土交通省住宅局長)  
 橋本 公博君

(政府参考人)  
 (国土交通省航空局長)  
 田村明比古君

(政府参考人)  
 (環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長)  
 伊藤 和子君

(政府参考人)  
 (環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長)  
 鎌形 浩史君

(政府参考人)  
 (環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長)  
 津島 淳君

(政府参考人)  
 (環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長)  
 福田 達夫君

(政府参考人)  
 (環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長)  
 前田 一男君

(政府参考人)  
 (環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長)  
 神谷 升君

(政府参考人)  
 (環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長)  
 斎藤 洋明君

(政府参考人)  
 (環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長)  
 鈴木 憲和君

(政府参考人)  
 (環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長)  
 津島 淳君

(政府参考人)  
 (環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長)  
 福田 達夫君

(政府参考人)  
 (環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長)  
 前田 一男君

(政府参考人)  
 (環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長)  
 神谷 升君

(政府参考人)  
 (環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長)  
 斎藤 洋明君

(政府参考人)  
 (環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長)  
 鈴木 憲和君

(政府参考人)  
 (環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長)  
 田嶋 要君

(政府参考人)  
 (環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長)  
 本村 伸子君

(政府参考人)  
 (環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長)  
 本村 伸子君

(政府参考人)  
 (環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長)  
 太田 昭宏君

(政府参考人)  
 (環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長)  
 北川イッセイ君

(政府参考人)  
 (環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長)  
 うえの賢一郎君

(政府参考人)  
 (環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長)  
 鈴木 鑿祐君

本日の会議に付した案件  
 政府参考人出頭要求に関する件  
 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律  
 (内閣提出第五八号)

○今村委員長 これより質疑に入ります。  
 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。田嶋要君。  
 ○田嶋(要)委員 おはようございます。民主党の田嶋要でございます。

きょうは、差しかえでこの委員会で御質問させていただく機会をいただきまして、委員長初め各委員の皆様に心から感謝申し上げます。どうもありがとうございます。田嶋要君。

それでは早速 太田大臣にお尋ねをいたします。

実は、国土交通大臣に私は大変期待をいたしておりまして、きょうエネルギーの関係の質問といふところでござりますけれども、ぜひとも日本が世界に誇れる状況にさらに持つていていただきたいという思いでござる私質問させていただきたいと思います。

そこで、大臣にまず最初にお尋ねしたいのは、つい先ごろ、政府から、いわゆるエネルギー・ミックス、電源構成そして温室効果ガス削減目標、こういった数値目標が発表されました。特に、この資料との関係で申し上げると、エネルギー構成の中でも特に原発比率のこと、あるいは省エネのこと、そういうことにに関して、あるいは温室効

ジ、太田大臣の公明党さんの、少し前でございましたけれども、こういった資料がございました。中身を拝読いたしますと、私どもの主張と非常に近い、重なっているものがたくさんございまして、この際、お詫びいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として国土交通省総合政策局長瀧口敬二君、住宅局長橋本公博君、航空局長田村明比古君、厚生労働省大臣官房審議官谷内繁君、資源エネルギー庁省エネエネルギー・新エネルギー部長木村陽一君及び環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長鎌形浩史君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○今村委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

お手元の資料でお配りをいたしました一ページ、太田大臣の公明党さんの、少し前でございましたけれども、こういった資料がございました。中身を拝読いたしますと、私どもの主張と非常に近い、重なっているものがたくさんございまして、原発の新規着工は認めない、原発寿命は原則四年、しかも、「それよりも一年でも五年でも十年でも早く、」と大変強調していただいている年でございます。

でも早く、「と大変強調していただいている年でございます。

そして、右上方のきょうの省エネ関連でございますが、これまで経済成長とエネルギー消費はほぼ比例、これを、経済成長してもエネルギー消費は増加させない。これも、私も本会議の方の討論で、いわゆるデカッブリングなどという言い方もあるようでございますが、させていただきまして、それが、そのことも明確に書かれておりまして、そのことに関しても付言をされておるわけでござります。

いう意味では、私どもの政党以上にそういった社会をつくるという決意があらわれているのかなと。そしてそのすぐ下に「例えば住宅」と、きょう

たが、そのことも明確に書かれておりまして、その住宅に関しても付言をされておるわけでござります。

そこで、大臣にまず最初にお尋ねしたいのは、

つい先ごろ、政府から、いわゆるエネルギー・ミックス、電源構成そして温室効果ガス削減目標、こ

ういった数値目標が発表されました。特に、この

資料との関係で申し上げると、エネルギー構成

の中でも特に原発比率のこと、あるいは省エネの

こと、そういうことにに関して、あるいは温室効

果ガスの削減、政府の削減目標に関して、大臣、内閣の一員として、どのような印象を持たれてい

るか、御所見を賜りたいと思います。

○太田国務大臣 エネルギーミックスにつきまし

ては、昨年四月に閣議決定されたエネルギー基本

計画の方針を踏まえまして、経済産業省の総合資源エネルギー調査会におきまして検討されているものと承知をしています。また、これは、徹底した省エネルギー、再生可能エネルギーの導入等を進めつつ、原発依存度を可能な限り低減させるという供給サイドの目標を具体化するものと認識をしています。

一方、需要サイドを中心とした温室効果ガスの削減目標に関しましては、本年末のCOP21における全ての国が参加する新たな国際的な枠組みの採択に向けまして、我が国の考え方を取りまとめる必要がありました。

これに関しましては、エネルギー・ミックスの整理を踏まえまして、昨日開催されました地球温暖化対策推進本部におきまして、二〇三〇年度における温室効果ガスの排出量を二〇一三年度比で二六%削減するという目標が取りまとめられたところでございます。

○田嶋(要)委員 特に気になりますのは、政黨として原発に関する姿勢が明確に打ち出されておりますが、せんだつての政府の数字、二〇%から二二%を原発というのは、この資料の一に書かれております、新規着工なし、そして原則四十年だと実現できない数字ではないのかなというふうに思っております。そこに関しては、私は、大臣は大変お苦しい立場にあるのかなと拝察もするわけでございますが、大臣、その点、改めてどの二の原発という点でございますが。

○太田国務大臣 この公明党の方の資料、「原発ゼロの日本をつくる」というのは、二〇一二年の衆議院選挙だったと思いますが、そこで書かれていることでございます。

この原発依存度を下げるということについては、今私は、内閣の一員として、昨年十二月の自公の連立政権の合意の中に、「徹底した省エネエネルギー・再生可能エネルギーの加速的な導入や火力発電の高効率化等の推進によって、可能な限り原発依存度を減らす。」というのが自公の連立政権合意でございまして、私としましては、この連立政権合意にのっとって、今、国交大臣という立場にございます。

その国交大臣として、先ほど申し上げましたように、全体の約五割を運輸、家庭、業務の三部門が占めているということから、昨日決められました目標達成に向けてCO<sub>2</sub>排出削減に貢献していくというのが私の基本的な姿勢という立場でございます。

○田嶋(要)委員 御党の思いは十分には反映されていかないのかなというふうに私は思うわけでございます。

いずれにいたしましても、資料の三でございます。大臣所管の今回のこの法律でございます建築物の三部門が占めておりまして、これらと関係の深い国土交通省としましても、目標達成に向けてCO<sub>2</sub>排出削減に貢献してまいる所存でございます。

○田嶋(要)委員 特に気になりますのは、政黨として原発に関する姿勢が明確に打ち出されておりますが、せんだつての政府の数字、二〇%から二二%を原発というのは、この資料の一に書かれております。これは適合義務でございまして、届け出の義務の話ではございませんが、この表にある日本以外の全ての国々が、資料三でございますが、既に適合義務を持つております。

ドイツなどは建築許可と連動ということで、今回閣法では建築許可の連動を御提案していただきは大変お苦しい立場にあるのかなと拝察もするわけでございますが、大臣、その点、改めてどの二の原発という点でございますが。

○北川副大臣 住宅・建築物部門の省エネ化につけておるわけでございますが、改めて今回、副大臣に、今日までの建設部門の省エネの取り組みは、なぜほかの部門よりもかくもおくれてしまつた住まいと住まい方の推進会議を設置し、広く関係業界と意見交換を行つて、適合義務化に向けた機運の醸成というものを図つてきたとということです。

また、その後、法制的な検討が進みまして、関係業界の一定の理解を得ることができたために、今回、大規模な住宅以外の建築物に限つて適合義務化を図るというような措置をしたいというふうに思つておるわけであります。

○田嶋(要)委員 届け出の義務化ではなくて、やはりほかの先進国がこの間やつてきたような適合義務化を本当に急がなきやいけないというふうに改めて副大臣にお伺いしますけれども、この資料六の左側、今回、二千平米以上の非住宅に関して初めて適合基準を設けようとするわけでございますが、これはほかの分野よりもここのが一番適合率が高いので今回義務化するというお話をござりますけれども、私は、この二〇〇三年に届け出の義務化をしてからほどなく、すなわち二〇〇五年が二〇〇六年ぐらい、今から十年ぐらい前に今回のような義務化をしっかりと政府として取り組むべきだったというふうに思つています。

もちろん、今までのやり方になれ親しんでいる民間の方々からはいろいろな反対の声もございました。だからこそ、業界、いろいろな方々、一人親の方や、大工さんですか、あるいはリフォーム

会社、いろいろなところとの対話を丁寧にすることによって、しかし、こういう方向にしていかなければいけないんだという今のエネルギー制約の重要性をぜひこれからも強調していただきたい。私は非常に遅かっただと思つておりますが、二度とこういうことを今後しないようにしていただきたいと思います。

大臣にお伺いいたします。

私は、日本がなぜ突出して新築のマーケットが、九十八万棟ぐらいですか、非常に大きい。そして、ドイツなどはもう既に相当昔からリフォーム中心の建築産業にシフトをしてきている。こういう状況を受けとめますと、日本だけがそうじゃないというのはやはり非常に不思議な感じがいたします。そして、断熱性の非常に低いものがたくさん流通しているような現状があります。

今後でございますが、今回、そういう意味での閣法も提出されておると思うんですが、やはり新築に關しては量よりも質を重視していく。そして、スクラップ・ビルドみたいなことではなくて、やはりストックを大事にしていく社会。これは国土交通省からの資料でネットに上がつてありましたのでつけましたけれども、資料の五ですね。私の思いが、こういった資料にちゃんと国土交通省も反映されております。

大臣、こうした新たな産業、特にリフォームを中心の社会、そしてストックを大事にしていく住宅あるいは非住宅の社会、そういうことをつくっていくんだという決意を、改めて大臣から頂戴したいと思います。

○太田国務大臣 日本は新築という志向がありまして、家を持ちたいという若い人たちがまず一次取得をしてという流れにあつたことは事実だと思います。それはそれとしまして、中古市場、既存ストックのリフォーム重視ということに軌道修正といふ委員の御指摘は、私は全くそのとおりであるふうに思います。

私は、良質で安全で安穏な、過ごしやすいといふ評価という、この二つを軸にして中古市場の活性化を図ること、そして、百年あるいは二百年住宅といいますが、優良な住宅を志向するということがこれから極めて重要なことだ、このよう

うに認識をしております。

○田嶋(要)委員 ゼビ、これからでも、そういうふうに思いでスピードアップをしていただきたいと思いますが、ただ、先ほど申したとおり、割と民間の現場は強化に対する抵抗も強いということを聞いております。

おつけした資料の七でございますが、つい先日の日経新聞、職人不足解消に育成本腰ということ

で、やはりこういった意味で、スキルのアップということがこれから最重要になつてこようか。省エネ、省エネといつたって、スキルがないといふことでは現場が困つてしまふわけでございますが、そこら辺、本当に限られた時間の中で大丈夫か。二〇二〇年を目指してあと五年しかございません。

○田嶋(要)委員 大臣もお気に入りだと聞いておりますが、畠山さんという方のGとしの経済分析、私も非常に興味を持つて何度も読んでおりま

すけれども、まさにこれはLの産業にとつて、このリフォーム業界を活性化していくというのは大変重要なことだと思ひます。

そういう意味で、中小企業、小規模企業の新たなビジネスチャンスを広げていくという意味で、そこをとにかくスピードアップしていただきたい」というふうのところを副大臣から御答弁いただきたいと思ひます。

○北川副大臣 今、田嶋委員の方からスキルアップという話がありました。まさしくこのことが非常に大事だろう、こういうふうに思います。

適合義務化につきましては、これはもう費用対効果、義務化のための効果がどういふうに出でくるのか、あるいはまた省エネ化の負担、この費用対効果をしっかりとやはり理解をしていただきたいふうに思います。それが

改めて確認させていただきますが、いろいろな区分けがあります。住宅か非住宅か、平米数が大きいか小さいか、あるいは分譲か賃貸か、そして公共建築物か非公共か、それから新築か既存、人が入るんだというふうに思います。

そうした方向性を私は進めていきたいと強く

思つてはいるところであります、今後の時系列における規制のあり方については、適合状況の推移を見ながら、さきに述べた、副大臣から答弁がありました。

○田嶋(要)委員 大きな目指す方向はおっしゃるところだと思うんですが、少し物足りないのは、二〇二〇年という中期目標があつて、今回の閣法はそれに対する第一歩として、非住宅だけよ、新規の二千平米以上だけだよということございます。やはりエネルギー制約、そして過去の大変おくれてしまつた日本の住宅分野の断熱、省エネということに関して、ここから二度とそういうことが繰り返されないように、しつかりとしたプログラムを持って二〇二〇年まで到達していただきたい。

だからこそ、先ほど申し上げたいろいろな区分けがございますけれども、今のお話だと新築だけですね。では、新築に限つて言えば、住宅、非住宅、平米数の大関係なく、そして、分譲か賃貸かも関係なく、公共的建物か非公共か、そういうことも関係なく、すべからく、今回の非住宅の二千平米以上のようなそういう規制基準に対する適合義務を課していくんだとということによろしいですか。

○太田国務大臣 今回の法律で定めた二千平米以上のことと、まず適合状況の推移を見ながら、全体はそうした規制でやるかどうかということもあるんですねけれども、私は適合状況の推移を見ながら検討を進めるということだと思います。

○田嶋(要)委員 もう一步踏み込んでいただいて、できれば、ほかの分野でやつたことがござります。プログラム法のようことで、今回のこの閣法の附則の中に、二〇二〇年までは、第一ステップは今回のこれ、第二ステップはこれ、第三ステップはこれといふことで、段階を踏んでいただきないと、今回の閣法の施行は一七年なんですね。四年しかない話をしているんです。一七、一八、一九、二〇、たつた四年の中で、それだけ大

きな目標に向かつての第一歩がこれですから、このことしか今はつきりしない。

○太田国務大臣 まずは、今回、ここでスタートをさせていただいて、そして、良質な住宅ということが極めて大事だという大きな流れをしつかりつくつていただき、このように思っています。

○田嶋(要)委員 それ以上おっしゃつていただきたい、このようございますので、次の資料の八をごらんいただきたいと思います。

委員の皆さんも、この分野に関してよく指摘をされる点でござりますので、御存じの方が多いと

思います。これが、今回の義務化に関しまして、やはり、日本のこれまでのやつてきたことで一番足りなかつた部分、これは断熱性といふことでござります。

例えば、資料八の左上でございますが、壁の厚さ、断熱性は、ドイツに比べてこういう状況にある。そして、もう一つは窓ですね、開口部、これ

が非常に劣つていて。このU値というのが大きければ大きいほど断熱性能が劣つていて、そういう状況がずっと続いているといふことによく指摘を受けるわけでござりますが、今回、住宅に関して、いわゆる届け出の義務化をするわ

ざ、断熱性は、ドイツに比べてこういう状況にある。そして、もう一つは窓ですね、開口部、これ

が非常に劣つていて。このU値というのが大きければ大きいほど断熱性能が劣つていて、そういう状況がずっと続いているといふことによく指摘を受けるわけでござります。

これは届け出にとどまるわけではございませんが、第一次エネルギーの消費量に加えて、こういった断熱性能を高めていく外皮性能でも基準値を定める

ことによろしいですか。

○橋本政府参考人 お答え申し上げます。

住宅につきましては、暖房エネルギー消費量の占める割合が非常に大きいといふことから、断熱

性能を高めることでエネルギー消費量を効果的に削減することができます。

このため、住宅の基準につきましては、御指摘のとおり、一次エネルギー消費量基準に加えて、外壁、窓等の断熱基準への適合も求める方向で考

えたいと思っております。

○田嶋(要)委員 そこはぜひ押さえていただきたいというふうに思います。

それともう一点、この断熱に関しては、賃貸住

宅に関する御指摘をよくいただきます。賃貸住宅は一体何が違うのかということでござりますが、住む人と建てる人が違うということでございまし

て、ある意味、断熱性能なんかには余り無頓着になつくなつて、いつまでたっても、このままではございませんが、御存じの方が多いと

思いますが、今回の義務化に関して、やは

り、日本これまでのやつてきたことで一番足りなかつた部分、これは断熱性といふことでござります。

その後、生活におけるランニングコストが下がる

こと、トレーードオフがあるわけですが、なぜなら、残念ながら賃貸に関してはそうしたマーケットができ上がつてしまつて、それが、そのまま

としたら起きているのかもしれません。

先ほど申し上げたとおり、最初にしつかり断熱性を高めれば、そこでコストがかかるけれども、社の子会社が賃貸住宅を建てている、断熱性が低い方がふだんのエネルギー消費が上がつてしまつ

うことです。皮肉なこともひょつとしたら起きているのかもしれません。

一つの極端な例でございますが、エネルギー会社の子会社が賃貸住宅を建てている、断熱性が低い

こと、皮肉なこともひょつとしたら起きているのかもしれません。

その後の生活におけるランニングコストが下がる

こと、トレーードオフがあるわけですが、なぜなら、残念ながら賃貸に関してはそうしたマーケットができ上がりつてしまつて、それが、そのまま

としたら起きているのかもしれません。

そこで、今回も、特に賃貸住宅に関しては、こ

ういったものを義務化していく方がいいのではないかという声をたくさんいただきしておりますが、大臣、その点はどのようにお考えですか。

○太田国務大臣 私、外断熱工法について恐らく議員では一番最初に取り組んできた一人で、現場にも行つたり、冬に行って、結露がないとか、本当に過ごしやすいというようなことを実感をしてきましたし、そういうマンション、賃貸といふことでも、私は現場に行って見てきました。

そこが非常にいいといふことについて私は申し

たまにつきましては、平均床面積が小さいこと、断熱性やバリアフリー対応、遮音性などの性能が低いことなどから、そもそも持ち家と比べて居住水準が低い状況にあります。このため、適正な家賃のとおり、一次エネルギー消費量基準に加えて、外壁、窓等の断熱基準への適合も求める方向で考

えたいと思っております。

○田嶋(要)委員 そこはぜひ押さえていただきたいというふうに思います。

このような中で、賃貸住宅につきまして、省エネ基準への適合を義務化した場合は、家賃が上昇し、所有者にも大きな負担になるおそ

れがある。このため、今回は適合義務化を見送つたところでございますが、それが長期にわたつてよく見れば、いろいろなものでこれが得なんだと、このことも含めて、よく世論に訴えかけてい

くという努力は私は必要なことだといふふうに思

います。

○田嶋(要)委員 ありがとうございます。

最後に大臣に御指摘いただきました、世論にどう

う訴えかけていくか、大事なところが、そうなると、俗に言う見える化だといふふうに思

ます。

そこで最後の質問でござりますが、住宅のエネルギー性能の見える化について、これは本当に大事だと思います。ここを車や家電とよく比較されますが、燃費、そういうことを見せてくると、俗に言う見える化だといふふうに思

ます。

そこで最後の質問でござりますが、住宅のエネルギー性能の見える化について、これは本当に大事だと思います。ここを車や家電とよく比較されますが、燃費、そういうことを見せてくると、俗に言う見える化だといふふうに思

ます。

○太田国務大臣 私は、耐震工学を出して、耐震といふことについて随分主張してきたんです

が、東日本大震災とかそういうものがあつて初め

て、世の中の人が、宅建業者のところに行つて、この建物の耐震はどうですかといふことを一番気にするといふふうになつたということをいいます。

断熱あるいは省エネあるいはまたゼロエネ住宅といふことを志向する場合に、今先生がおっしゃつたように、それが一体どうなのかという表示を示していくことは私は大事なことだと思います。

まさに省エネエネルギー性能に関する情報が提供されることが大事で、このため、本法案においては、建築物の販売または賃貸を行う事業者に対しまして、省エネ性能の表示の努力義務を規定しました。これが適切に運用されるよう、国土交通省としても、ガイドラインの策定などにより、関係業界や国民に対して積極的に周知をしていきたいというふうに思っています。

先生からいうと、努力義務じゃ足りないとさつしやると思つますけれども、ここは努力義務を課して、その上で、私たちとしては、関係業界、 국민に積極的に周知をするということを申し上げておきたいというふうに思います。

○田嶋(要)委員 私も、努力義務の方が民主的な感覚はするわけでございますが、過去の二千平米非住宅が、やはり今から振り返れば、およそ九年から十年、義務化をするタイミングを逸したんじゃないかといふふうに思つております。誰もそんな義務づけられるのは気持ちいいものではありますんけれども、やはりほかの先進国がこれだけ危機感を持つてエネルギーのことを考えてるんだから、日本が、これから二〇二〇年に向けて、やはり市場との対話そして教育ということが極めて大事だと思いますが、しっかりとこのレベルを加速的に上げていただく努力を、この見える化の面も含めてお願いをしたいといふふうに思ひますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○今村委員長 次に、小宮山泰子君。

○小宮山委員 本日、建築物のエネルギー消費性

能の向上に関する法律案に対し、質疑をさせていただきます。

○太田國務大臣 この法案は、その直接の目的が、東日本大震災以降より一層顕著となつた我が国のエネルギー需給構造の脆弱性を改善するということにございます。

私たちが考えております国交省の住宅立地をいたしました。

最近では、エネルギーの消費四部門、産業、運輸、業務そのほかの部門、家庭部門のうち、近年、産業部門、運輸部門が、省エネルギーへの取り組みの進展により減少傾向を示すところまでまいります。この趣旨からいきまして、この法案の策課題となり、昭和五十四年、エネルギーの使用燃料を初めとするエネルギーの使用量が大きな政策の合理化等に関する法律、いわゆる省エネ法が成立いたしました。

この法律の目的においては、一九七三年、昭和四八年の第一次オイルショックを契機に、化石燃料を始めとするエネルギーの使用量が大きな政令の合理化等に関する法律、いわゆる省エネ法が成まつたように、それが一体どうなのかという表示を示していくことは私は大事なことだと思います。

この法律は、大規模非住宅の建築物のエネルギー消費性能基準への適合を図る、建築物の省エネ性能の向上に特化した新法であります。この点に関しましては、大変新しい発想であります。また、国民の健康な居住環境の確保などにも資すると認めています。

したがつて、例えば本法案に基づいて国交大臣が定めます基本方針の中で、御指摘のように、地球温暖化対策や健康な居住環境の確保というのを位置づける方向で検討させていただきます。

○小宮山委員 ゼロ位置づけていただき、快適な居住空間、または活動空間というものができる建物に寄与していただける法律の施行にしていただきたいと思います。

現行の省エネ法では、建築主等の省エネ措置の判断基準を示し、また、省エネ措置について、対象規模の建築物での新築や増改築、大規模修繕時に届け出の義務と、著しく不十分な内容である場合の措置が定められていることにとどまっておりません。対して本法案では、政令で定めることとされている特定建築物の新築、増築、改築についての規定です。対して本法案では、政令で定めることとされ、建築物のエネルギー消費性能基準への適合が義務づけられるなど、規制内容が強化されていま

ては適用除外とすることも政令で定められる予定になつております。

社寺仏閣やお城などの建築物では壁などを設けられないものが多く、断熱は考えにくい。また、今後新築する際にも耐震化は必要と考えますが、断熱などによる省エネルギー性能とは相入れない面がございます。

また、百年後、二百年後の文化財として認められる伝統的構法等による建築物を新築し、建築技術も含め、後世に引き継ぐことも必要かと考えています。日本の伝統的構法と蓄積された技術の活用は、当然、建築可能であるべきと考えます。多くの技術者、技能者の中に、今後の技術継承を含めて、心配が今回の法案提出において起こつてゐるもの事実でございます。

本法案に基づく規制が、神社仏閣やお城のような建築物について新築、補修、改修を行おうとする際、支障となることなく今後とも行なうことができるかどうか、確認をしたいと思います。

また、省エネルギー化が困難な構造方法、建築材料を使用する建築物等、または文化財を再現する建築物等においては基準適用除外とされることとなるのか、重ねて確認をしたいと思います。

○橋本政府参考人 お答え申し上げます。

既存の建築物において本法案の適合義務化の対象となる建築工事は、一定規模の床面積増加を伴う増築及び改築でございまして、まず、修繕や模様がえ等の工事は対象外でございます。

さらに、本法案における適合義務化に当たりまして、文化財であった建築物を再現する場合など、他の法令の規制等により省エネ基準に適合することができ困難な建築物につきましては、現在の省エネ法における届け出手続と同様に、適用除外とすることとしております。

大臣は参議院本会議があるところで出られることもございますので、順番をちょっと変えさせていただき、通告の順番と変わります

この法律の目的においては、一九七三年、昭和四八年の第一次オイルショックを契機に、化石燃料を初めとするエネルギーの使用量が大きな政策の合理化等に関する法律、いわゆる省エネ法が成まつたように、それが一体どうなのかという表示を示していくことは私は大事なことだと思います。

この法律は、大規模非住宅の建築物のエネルギー消費性能基準への適合を図る、建築物の省エネ性能の向上に特化した新法であります。この点に関しては、エネルギー消費全体に占める比率も三割を超える、これは二〇一三年度のデータではございませんが、そこまで増加をしているところでもあります。

この法律は、大規模非住宅の建築物のエネルギー消費性能基準への適合を図る、建築物の省エネ性能の向上に特化した新法であります。この点に関しては、エネルギー消費全体に占める比率も三割を超える、これは二〇一三年度のデータではございませんが、そこまで増加をしているところでもあります。

この法律は、大規模非住宅の建築物のエネルギー消費性能基準への適合を図る、建築物の省エネ性能の向上に特化した新法であります。この点に関しては、エネルギー消費全体に占める比率も三割を超える、これは二〇一三年度のデータではございませんが、そこまで増加をしているところでもあります。

この法律は、大規模非住宅の建築物のエネルギー消費性能基準への適合を図る、建築物の省エネ性能の向上に特化した新法であります。この点に関しては、エネルギー消費全体に占める比率も三割を超える、これは二〇一三年度のデータではございませんが、そこまで増加をしているところでもあります。

この法律は、大規模非住宅の建築物のエネルギー消費性能基準への適合を図る、建築物の省エネ性能の向上に特化した新法であります。この点に関しては、エネルギー消費全体に占める比率も三割を超える、これは二〇一三年度のデータではございませんが、そこまで増加をしているところでもあります。

この法律は、大規模非住宅の建築物のエネルギー消費性能基準への適合を図る、建築物の省エネ性能の向上に特化した新法であります。この点に関しては、エネルギー消費全体に占める比率も三割を超える、これは二〇一三年度のデータではございませんが、そこまで増加をしているところでもあります。

が、大臣に対しても質問させていただきたいと思います。

この後、質問する予定になつておりますが、小規模工務店への対応について大臣の御見解をまずお聞きしておきたいと思います。

今回は、大規模非住宅建築物に対するエネルギー消費性能基準適合義務化にとどまつておりますが、エネルギー基本計画第四次計画、平成二十一年四月閣議決定、また、日本再興戦略、これは平成二十五年の六月の閣議決定です。同じく日本再興戦略改訂二〇一四によって、二〇二〇年までに新築住宅・建築物について省エネルギー基準の適合を義務化することが閣議決定になつております。先ほども質問の中にもございました。

また、今後、さまざまな建築物の形態や使用され方などにも配慮しつゝ、除外するものなども定めながら、基本的には、新築住宅や建築物についても段階的に省エネルギー基準の適合を義務化する方向に向かうと考えております。基準適合義務の拡大を行っていくに当たっては、小規模工務店への対応が極めて重要だと考えております。この点に関しまして、ぜひ国土交通大臣の御所見をお聞かせください。

○太田国務大臣 一般国民が建築王であり、中小工務店、大工さんが供給の大宗を担う戸建て住宅の省エネルギー性能の向上のためには、需要と供給の両面の対策が重要だというふうに思います。

需要側であります国民に対しては省エネルギーによる光熱費の削減ができること、あるいは健康増進の効果などの意義、非常に穏やかな建物になるというようなこと、こうしたことの理解を深めてもらうとともに、融資やあるいは税制、補助、こうしたことの支援によつて省エネ性能の高い住宅を選びやすい環境をつくっていくということが大事なことだと思います。

供給側である中小工務店、大工さんというのは、自分の持つている腕というものが確かにあります。断熱施工の技術講習の実施をする、あるいは地域の事業者のグループによる省

エネルギー性能の高い住宅の建設への補助をする、こうしたことで技術力向上を図ります。

小宮山先生の地元の建設会社と話をしたり、現場に行つたことがあります。地下は非常に空気

が冷えていることがあります。それを風によつて循環させていくという木造住宅というようなことを、大変技術水準を上げようとして努力を

していく、昔のたくみのわざに近いような、そういう

した中小工務店ならではというような知恵が出でるようないいことをしっかりとバックアップして

そして、誇りを持って中小工務店が、こうした省エネ性能の高いものを、単に太陽光をつけたり外断熱というだけでも、いろいろな工夫ができる

ると思いますので、そうしたことを応援する体制をむしろつくる。あなたたちもこの仕事をしなさいよという規制の中で命令をかけるみたいなことよりも、工夫したということをもつともっとバッタップするというような支援の仕方というの

大事だというふうに思つています。

○小宮山委員 大変心強いお言葉をありがとうございます。その後ほど、本当を言えば、できればJIAの判定プログラム結果を説明してからお答えいただきたい

と思います。

今も大臣の方から、たくみのわざ、そういった

ものを応援する、そして、この分野においてもそ

ういった地元の工務店などが参画できるような形

で御支援いただけ、またそういった検討を深め

ていたらどういう思いがあると思います。

その中でも、改めて、伝統的木造住宅、二十年に一度の伊勢神宮の式年遷宮や六十年に一度の出雲大社、これらは、社殿を守るとともに、技能、構法の伝承という大きな意味もあるそうです。それがあわせて、木材となる木材を数百年にわたり育てるという、日本の歴史、文化、伝統、

今後、住宅に基準適合義務を拡大するに当たつては、伝統的木造住宅への対応が重要とも考えております。国交省においては大規模木造建築物の燃焼実験も実施されました。木造建築物の可能性を広げてきたのも国交省でもあります。さらには、木材は、再生可能な資源であり、建築材の製造過程も含めると低エネルギー建築でもございま

す。

改めて伺います。伝統的木造住宅の振興や、技能、技術、構法の伝承、発展に対する大臣のお考えをお聞かせいただければと思います。

○太田国務大臣 今も少し答弁申し上げたんです

が、小宮山先生には、木造家屋ということです

とかかわつていただいて、御支援をいたいでいま

す。

火に弱いということについて実験をしたりして

おりますし、CSDTといふことについても応援を

いただいておりますが、さらにはそこは進めてい

ます。

今たくみのわざを二十年後の人々に伝承する期間

というものが得られるという、たくみのわざが伝承されて、その後の若手が次のものをつくる、そ

ういう伝統の継承期間という、なかなか日本の培つてきた伝統であり、わざであろうというふうに思つています。

伝統的住宅に住んでいる人たちが地域の気候、風土に適したエネルギー消費の少ないものにする

こと、そして、伝統的木造住宅とそこにおける生活が省エネルギーの観点からもどのように評価されるかについて、実際の住まいの方も踏まえ

まして、伝統の継承とか省エネ対策とか、双方の課題に対応できるように、今後評価方法や技術開発、伝統技能の継承などに幅広く取り組み、検討していきたい、このように強く思つてします。

○小宮山委員 大臣ありがとうございます。どうぞ参議院の方にお向かいいただいて、追い

きていただければと思います。  
さて、質問の方をもとに戻させていただきます。

大臣もありましたけれども、伝統的方法、こちらの方に関しては、私も今回、木の家ネットに所属している綾部工務店さんの方から、JIA、日本建築家協会の環境会議、環境行動ラボ

ワーキンググループの伝統的工法の住まいリサーチユニットによる調査結果というのを頂戴いたしました。これは皆様方のお手元にお配りさせていただいております資料でございます。

これを見て、なかなか木造住宅など、また、高断熱、高気密がいいという全体の流れの中からは何かわつていただけて、御支援をいたいでいま

す。

現在は、調湿や触感などは低い評価しか出てこないんだというようなことも伺いましたし、また、地域の資源、技術、文化に配慮した伝統的木

建造物といふものは、地域経済にも結果として寄与するということも大変寒感をしているところでございます。

これまで、調湿や触感などは低い評価しか出てこないんだというようなことも伺いましたし、また、地域の資源、技術、文化に配慮した伝統的木

建造物といふものは、地域経済にも結果として寄与するということも大変寒感をしているところでございます。

このようなものが、ある意味、高断熱の方が上だというような雰囲気、また、それが一番の解決策であるというところだけで本当にいいのかといふのも疑問に思うところではあります。もちろん、建築物の耐震化を考えるときには、木造住宅、従来工法、さらには、いわゆる伝統的構法でございます。

このようないいながら、さまざまな議論を国交省でも重ねてきましたと思います。

建築物、特に戸建ての住宅について、省エネ

ギー化を考え、将来の基準適合化を検討する場合

に、やはり伝統的構法による住宅建築も選択肢に入るべきと考えております。

例えば、今提出しておりますけれども、見なが

ら聞いていただければと思いますが、木造で土壁の住宅を新築しようとした場合、土壁は壁材に用

いることはできるものの、省エネ性能の判定プログラム上での計算時には、断熱材セメント相当等

としての計算となりません。エネルギー性能の低

い建築物という計算が結果として出てまいります。

配付資料で見ますと、赤い線で囲った左側のデータをごらんいただければと思います。省エネ基準が百十九・一メガジュールと、基準の二・二倍も百六十四・一メガジュールと、計算結果は二百六十四・一メガジュールとの計算結果になつております。

ところが、実際に新築されたこの家に一年を通じて居住し、電気、ガスなどの消費量を計算した結果は、六十二・八メガジュールしか消費していませんでした。これは、実測値は基準の〇・五二倍ということで、熱を使う率としては大変低くなっています。これは、暑さ寒さも我慢をしてはかたたというわけではございません。内陸の数値でございますので、暑いときは本当に暑いですが、それでも問題なく過ごせるということ。

また、この家は吹き抜けの居室があり、判定プログラムの計算結果が大きな数字として出やすいという事情もあるそうですが、右側のデータをごらんいただければと思います。これはまた別の家でありますが、吹き抜けのない土壁の住宅についてのデータがとられております。省エネ基準が八十七・七メガジュール、計算結果が百九・七メガジュールであつたのに対して、一年間の実測値は四十五・四メガジュールと大変低い数値が出されました。

どのような暮らし方をするか、どのような室温のもとで過ごすのが快適と感じるのか、それは個人々で違いもあります。ちなみに、左側はエアコンは入つておりますが、右側の先ほど言つた大変低い数値が出たところは、エアコンも入れていなくて過ごされているということです。

断熱による省エネ性能の追求は、世界各国で然のように行われることと思いますが、夏の湿度が高い日本では、室温に着目するだけではない快適性の感じ方、指標というものが求められているのではないでしようか。

例えば土壁の採用など、現在の判定プログラムでは省エネ性能が劣るとされてしまいがちですけれども、吸湿性などにたけて、快適に感じる居住空間につながるとも伺つております。

お風呂場やその前室や、トイレの中全てが横ところにおいて、急激な温度差が生じないようになるのは必要だと思いますが、建物の中全てが横並びの基準を求めなければならないかななど、住まの方といふもの、建て方といふものにもいろいろな多くの疑問や課題が残つていると考えております。

四季折々の気候変化のある日本。住まい方についても、その時々、気候変化を感じながら、気候の変化を楽しみながら暮らしてきたという、これまでまさに日本人が暮らしてきた、自然とともに生きてきたというものであり、それを体現するものが伝統的木造住宅、日本家屋であります。日本家屋を計算上の省エネ性能に劣るものとしてしまふのではなく、改めて評価する姿勢もぜひおとりいただきたいと思います。

今後、住宅、特に戸建て住宅への適合義務化を拡大していくに当たっては、伝統的木造住宅・建築物に用いられる伝統的構法や、土壁や大きな開口部の設置等についても適切に評価していく必要があります。省エネ基準が八十七・七メガジュール、計算結果が百九・七メガジュールであると考えております。

この点について、国土交通省としての御見解をよろしくお願ひいたします。

○橋本政府参考人 お答え申し上げます。

土塗り壁工法など、地域の伝統的な構法、材料を用いる伝統的木造住宅につきましては、地域の気候風土を踏まえた住まいづくりの観点から、継承されていくべきものであると認識をしています。

確かに、すき間が完全に塞ぎ切れない土塗り壁などは、縁側などの大きな開口部がある伝統的な木造住宅は、高気密、高断熱の住宅とは言えませんが、一方で、これらの住宅にお住まいの方の生活費の少ないものとの調査結果が複数あることは

我々も承知をしております。

したがいまして、先ほど大臣からの答弁にもございましたけれども、伝統的木造住宅とそこにおける生活が省エネルギーの観点からどのように評価されるべきかにつきまして、実際のお住まいの状況も踏まえて、伝統の継承と省エネルギー対策、双方の課題に対応できるよう評価方法等を検討してまいりたいと考えております。

○小宮山委員 ゼヒ評価方法の検討を早急にしていただきたいと思います。

また、建築物のエネルギー消費性能を向上させる技術や建材は日々進歩していると考えております。現状では断熱化が建築物の省エネ化において主な着眼点となつておりますが、今後は、注目され始めている遮熱材の活用など、本法案が成立、施行後に確立、普及される新技术についても早期に反映されていく必要があると考えます。

その点に関しまして、建築物のエネルギー消費性能向上させる新しい技術や材料の導入に対してもどのように対応していくのかも、あわせて国交省から伺いたいと思います。

○橋本政府参考人 本法案におきましては、現行省エネ基準上位置づけられていない新技术を用いた建築物につきましては、国土交通大臣が、性能評価機関の試験、評価結果を踏まえて、基準と同等以上の性能を有することについて個別に認定する制度を創設することとしております。

このような個別のケースの評価を積み重ねた上で、将来的に技術的知見が蓄積され、定型化された評価手法が確立された段階で省エネ基準に反映されることで、新技術や材料等の導入の円滑化を図つてまいる所存でございます。

○小宮山委員 ありがとうございます。新技術など

が円滑に導入されるということです。

本法律案の第二十三條から二十六條の規定により、特殊な構造や設備を用いる建築物について、国土交通大臣が認定を行い、その旨を建築が行われる場所を所管する所管行政庁に遅滞なく通知することとされています。さらに、認定を受けた建

築物では基準適合をしたものとみなすこととされています。この規定により、新しい技術や材料の使用についても認定申請が可能との説明も受けたところでもございますし、今局長からの答弁にあつたとおりでありますので、ゼヒこの点に関する認定ををしていただき、より快適な空間をつくる、その法律になるようにしていただければと思つております。

さて、そのためにもですし、また、伝統的木造建築物、構法などを生かすためにも、さきに示したJIA、日本建築家協会で行われたような実際のエネルギー消費データの収集、蓄積、分析をより広範囲に、さまざまなタイプの住宅についても測定していくことによって、居住によるエネルギー消費性能についてより多くの知見を得ることができるとを考えます。建築物、とりわけ住宅についての省エネルギー、低エネルギーの取り組みに役立たれるのではないかと思います。

調査の実施や実施主体への調査に対しての支援制度などを設けることで、真にエネルギー消費性能の向上を推進する技術、技法の向上につながると言えます。そこで、国交省がこの法案をつくつてこの点に関しましても、ゼヒ国交省からの御見解、支援のあり方など、お聞かせいただければと思います。

○橋本政府参考人 国土交通省におきましては、補助事業として、例えば、寒冷地、温暖地など地域ごとに導入されている暖冷房設備の使用状況であるとか、あるいは東日本、西日本において標準的に設置されている給湯設備の使用状況、あるいは平均的な世帯におけるエネルギー使用量などの実態調査を補助事業として行っておりまして、これは例えば平成二十五年の省エネルギー基準の策定等にも反映をさせておるところでございます。

今後とも、直轄の調査あるいは補助調査を使いましてさまざまデータを集めて、基準の見直し等、省エネルギー施策に反映をしてまいる所存でございます。

○小宮山委員 問いを戻ります。大臣の関係で飛ばしたところであります。

今回、大規模なもの、そういうものの例としては、やはりマンションとかそういった集合住宅が本來入るべきだつたのではないかと考えるところではあります。

ですけれども、現実として、全国のマンションストックは、二〇一二年度末のデータでありますけれども、五百九十万戸、このうち一九八一年六月以前に建築された旧耐震マンションは百六戸、さらに、一九七一年四月以前に建設された旧耐震マンションは十八万戸もまだ存在するといふデータを見いたしました。

こういったところは、当然さまざまな機能というものも下がっているでしょうし、まずは耐震化やリノベーション、建てかえというのも必要かと思います。しかし、この中で、断熱なども含め向上することによって、快適な空間、そして省エネルギーという全体の流れというものを確保できるんだとも考えております。

そこで、新築時の基準適合推進とともに、既存建築物、特に既存集合住宅等での省エネ基準への適合を促す支援措置が必要ではないかと考えますが、住宅減税などインセンティブを与える政策推進が求められると思いますが、国交省の見解をお聞かせください。

○橋本政府参考人 本法案におきましては、集合住宅を含む既存の建築物が省エネ基準に適合している場合、あるいはリフォーム等を行つて省エネ基準に適合させた場合には、行政庁の認定を受けることにより、その旨を広告等で表示できる仕組みを創設いたしました。

この仕組みを活用していただいて、省エネ基準に適合する建築物が市場で高く評価をされる、そういう市場環境を形成することで、これらの建築物の資産価値の向上が図られることがまず期待されます。

加えて、省エネ改修に対する一般的な支援措置といったしましては、省エネ住宅ポイント制度、あ

るいは住宅金融支援機構による省エネ賃貸住宅り

ファーム融資、あるいは住宅の省エネルギー改修工事を行つた場合の所得税、固定資産税の軽減など、財政上、金融上、税制上の措置を通じて、既存の集合住宅の省エネ性能の向上を推進してまいります。

○小宮山委員 全ての建物において、省エネルギー、また低エネルギーという観点も含めて進められることによって、日本は温暖化を防止するさまざまのこととに寄与し、また時には地域経済にも寄与する、そういうことにつながることを願つております。

さて、最後になりますが、少々苦言を呈しなければなりません、パブリックコメントについてござります。

本案に関する社会資本整備審議会のパブリックコメントは、期間も短く、また年始年末にかかるなどといった意見がございました。

昨年、平成二十六年十二月十八日から平成二十七年一月六日という、本当に、年始年末、御用納業務をスタートするとなつた二日しかない。

こういう中で、国民の意見をまとめるような時期でもないということであれば、さまざまな意見をとり、また、この法案ができるに際しての前提ともなります。余りこんなに意見がしづらい期間になりますと、正直言つて、何か裏があるのではなかいかと誤解を受けることもあるかと思います。

ぜひそういうことを避けるためにも、適切に、例えば、今後こういった時期にやるならば、改善をしていただきたいと思います。

この点について、ぜひ国交省の御見解、また、反省の気持ちも込めてかわかりませんが、お聞かせください。

○橋本政府参考人 法案の作成につきましては、審議会でいろいろ御議論いただいております。その中には関係業界の方々も入っていただいております。また、さまざまな機会を設けて説明会もやつて、内容については事前に十分御説明したつもりではございます。

しかしながら、御指摘のとおり、法制作業の都合、それから、委員の先生方にパブリックコメントの意見を御紹介いただく時間等を勘案して、残念ながら年末年始にかかったパブリックコメントとなりました。この点については、率直に反省をすべき点があろうと思います。

今後、より広く国民の皆様から御意見をいただけては十分に注意をしたいと考えております。ぜひ配慮をさせていただきまして、多くの現場の声、そして現実につくっているデータも含めて、しっかりと今後の審議等、さまざまな審議会も含めて反映できるような体制というものをとつていただけども要望いたしまして、質問を終わらせていただきたいと思います。

○小宮山委員 ありがとうございます。ぜひ配慮をしていただきまして、多くの現場の声、そして現実につくっているデータも含めて、しっかりと今後の審議等、さまざまな審議会も含めて反映できるような体制というものをとつていただけども要望いたしまして、質問を終わらせていただきたいと思います。

○今村委員長 次に、高木宏壽君。

○高木(宏)委員 自由民主党の高木宏壽です。二十分という限られた時間ですので、早速質問に入らせていただきます。

本題に入る前に、先月二十五日、国土交通省の新千歳空港事務所が、新千歳空港の日中の発着枠の拡大を発表いたしました。この夏の繁忙期に限つて試験的に、現在一時間当たり三十二回の発着枠を、五回ふやして最大三十七回にするという

ものであります。

新千歳空港のこの発着枠の拡大、私の地元北海道の経済界、そして観光関係者が強く求めていたものであります。今急増している外国人観光客のさらなる誘致につながるものと期待をしておりま

ございます。国内の他の主要空港と発着枠について比較いたしますと、同じ滑走路が二本の、例えれば旅客数が新千歳よりも少ない関西国際空港、四十五回であります。それから、旅客数が約一・七倍の成田空港、発着枠六十八回ございます。そして、滑走路が一本しかない福岡空港の処理能力は約三十五回であります。いずれにしても、新千歳空港、規模の割には、空港の機能あるいは運用能

力がちょっと弱いんじゃないかなと考えております。また、さまざまの機会を設けて説明会もやつて、内容については事前に十分御説明したつもりではございます。

そこで、まずお伺いしますけれども、これまで新千歳空港の発着枠の拡大が困難であった理由、それから、今回はあくまで試験的に、臨時便、チャーター便、そして自衛隊機が飛んでいない時間帯に限つての発着枠の拡大ということですが、今回の発着枠の拡大を実施するに当たつて、管制の方法とか滑走路の運用をどのように見直すのか、お尋ねをしたいと思います。

○田村政府参考人 お答え申し上げます。新千歳空港の航空管制業務は、隣接する航空自衛隊千歳基地と一体的に航空自衛隊が実施しております。そのため、発着枠等の設定につきましては、航空自衛隊・防衛省との調整が必要となつております。

航空局では、新千歳空港の旅客数が近年急激に増加する中で、航空管制を担う航空自衛隊と検討を進めてきたところでございますけれども、今は、航空自衛隊・防衛省との調整が必要となつております。

先生御指摘いただきましたように、短期的な対策として、自衛隊の訓練スケジュール等と調整した結果、この夏にチャーター便等を対象に、試行的に期間限定で発着枠を三十二回から三十七回に拡大することとして、先日発表したところでございました。

今回の発着枠の拡大というのは、あくまでも訓練スケジュール等との調整の結果として、航空自衛隊等を含めた関係機関と調整の上、管制業務を含めた空港処理能力の範囲内で実施するものでございまして、そういう意味では、管制方式や空港運用上特段の変更を伴うものではございません。

○高木(宏)委員 航空自衛隊基地が隣接していて管制上の制約が大きいということが、これまで発着枠が拡大できなかつた理由ということあります。

また、新千歳空港の管制は、戦闘機等が離着陸する、隣接する千歳飛行場の管制を行つてゐる航空自衛隊が一緒に管制を担つてゐるということであります。

現行、自衛隊機の発着は、管制官がレーダースコープを見ながら進路や高さ等に關して誘導指示をパイロットに与える、いわゆる精測レーダー進入、PARという方式をとつております。一方で、民間機の方は、指向性のある電波を発信して滑走路に進入コースを指示する計器着陸進入、いわゆるILSという方式をとつています。

現行の管制方式ですと、前後間隔とあわせて斜距離も約二マイルぐらい必要ということで、同時に平行進入というものができないわけなんですね。もし同時平行進入が可能となれば、現行、自衛隊機の発着枠は一時間当たり十回と伺つておりますので、理論上は四十二回まで発着枠を拡大することができると考へております。

また、新千歳空港のもう一つの大きな課題が、旧共産圏諸国、中国やロシアの外国航空機の乗り入れ制限というのがございます。二〇一〇年の三月に若干緩和をされました。緩和をされたんですけど、月曜と木曜日は全面乗り入れ禁止、火曜と水曜については十二時から十六時の四時間だけ発着が可能、そして金曜日は十七時以降が発着可能ということで、特定の時間帯に国際線の離発着が集中するということで、出入国のラインが大変混雑して、長蛇の列ができるというのが頻発しております。

日本に対する、北海道に対する印象、あるいはホスピタリティの面からも問題ですし、希望する時間に発着ができないということで、新千歳空港を避けるといった外国航空会社も今まで出てきております。

そういう意味で、特に急増する中国人観光客を

乗せている中国の航空機の乗り入れ制限というのもあると考へております。

二〇二〇年に訪日外国人旅行者を二千万人にするという政府目標達成や東京五輪開催で航空需要が高まること、観光振興、それから地方創生の観点からも、これは大きな問題じゃないかなと私は思つております。

そこで、同時平行進入の検討状況を含めた平日全時間帯への発着枠拡大の見通しと今後のスケジュール及び乗り入れ制限の緩和、撤廃に関する検討状況について教えていただきたいと思います。

○田村政府参考人 今お尋ねいただきました自衛隊機と民航機の同時平行進入の話でございますけれども、このような例というものは実は海外でもございませんで、国際基準が確立してございません。したがいまして、導入に際しましては、安全性の検証、評価というのを踏まえた上で、運用方法に係る基準、方式の検討を行う必要があります。

そういう意味では、要するに、まだ防衛省と話をし始めたところではございます。これからどの程度時間がかかるかということもちょっと見通せませんけれども、検討を進めてまいりたいと思っております。

それから、一部外国国籍機航空機に係る取り扱いにつきまして、いろいろと御要望を御地元からも、それから航空会社からもいたいでおります。

○高木(宏)委員 ありがとうございます。

新規国際路線の開拓や訪日外国人観光客の取り込みにおくれをとらないように、この二点の課題、対応方よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、エネルギー性能向上に関する法律案についてですけれども、昨年六月、私、大手ゼネコンの大成建設さんが神奈川県戸塚区にある技術センターに建設したZEB実証棟というものを視察してまいりました。ZEBというのはゼロエネルギー性能の表示制度として、今、企業の社会貢献のアピールあるいはテナントの誘致など、さまざまなもので、今は私自身、逐次防衛省にそういう話を聞き、協議をこれまでも続けてきましたけれども、引き続き協議を続けてまいりたいと考えております。

○高木(宏)委員 副大臣、同じ質問でありますけれども、この緩和、撤廃、そして発着枠拡大の実現に向けての国交省としての対応とその意気込みについてだけお伺いします。

○うえの大臣政務官 新千歳の問題につきましては、私も先般、北海道にお邪魔した際に、経済界

の皆さんから大変強い御要請をいたいたところでございます。

観光立国、特に東京のオリパラを目指して、これから訪日外国人にどんどん来ていただけるようしていくことは地域経済にとっても非常に大事でありますし、とりわけ北海道はすばらしい観光資源がございますので、そうしたものを使っておりました。この実証棟は、オフィスビルが建ち並ぶ都心の狭小なエリアでもゼロエネルギービル、ZEBを実現できるということで、これからからも積極的に国交省としても取り組ませていた

だときたいと思います。

そういう観点から、新千歳空港の機能強化といいます、私ども大変重要な課題だというふうに認識をしております。先ほど来局長から答弁がありましたが、さしあまな課題があるのも事実でございますが、委員から御指摘のあつたような問題も十分念頭に置いて、私ども、積極的にこの問題に取り組ませていただきたいと思いますし、まさに高木委員、御地元中の御地元でございますし、この国交省もなぜか北海道の皆さんが多いので、そうしたことを踏まえて対応してまいりたいと思います。

そこで、まず、エネルギー消費性能の表示制度についてお伺いします。

省エネ性能の向上を持続的に進めいくために省エネ性能の高い建築物というのが市場で評価されなきゃいけない、定着しなければいけないと考えております。そのため、公正な建築物の省エネ性能の表示制度というのが大事になつてく

るわけであります。今お話ししたBELSも省エネ性能の表示制度として、今、企業の社会貢献のアピールあるいはテナントの誘致など、さまざま

な場面で活用し始めております。

今回の法律案でも、省エネ基準に適合すること

について所管行政府の認定を受けると、建築物や広告等にその旨を表示できることなどを定めてお

りますけれども、具体的にどのような表示制度を考へているのか、また、省エネの誘導措置とし

て、建築物の省エネ性能の表示を普及させるため

にどのように取り組んでいくのか、お伺いをいたしました。

○橋本政府参考人 お答え申し上げます。今回の法案に盛り込んでおります表示制度は、

このZEB実証棟のすぐれたところは、都市型ZEBの普及発展を目指している。これまでの国内外のゼロエネルギービルは、エネルギー負荷の小さい低層の建物であつたり、郊外の広い敷地を利用して、建物の外でつくり出したエネルギーを取り込むことでゼロエネルギーといつの達成

しておりました。この実証棟は、オフィスビルが建ち並ぶ都心の狭小なエリアでもゼロエネルギー

建築物が省エネ基準に適合しているかどうかということを表示する制度でございます。いわゆるランクイングを行うBELSあるいはCASSSEEとは、ちょっと性格が異なるものでございます。しかしながら、それらを広告等で表示することができるということであれば、市場で省エネ性能の高い建築物が高く評価をされて有利になるということは当然あると思っております。ぜひこの表示制度も広めていきたいと思っております。

認定自体は、先ほど御指摘がありましたとおり、行政庁、いわゆる公共団体が行うわけでございますけれども、なかなか、時間がかかったり、手間がかかつたりするということをございますので、まず前置として、民間の審査機関が技術的審査をやって、その審査結果をもつて特定行政庁の窓口に行くということで、速やかに認定がおられるように工夫をしたいと思っております。

これらの制度を通じて、省エネ性能のすぐれた建築物が市場で高く評価されるように、引き続き制度の拡充に努めてまいりたいと考えております。

○高木(宏)委員 今、手間がかかる、時間がかかるというお話をありました。省エネ性能の表示を普及させるためには、やはり省エネ性能基準への適合の判定、判断、認定、そして適合している旨の表示とあわせて省エネ性能の表示の連携というものを進めていただき、表示を取得する際の利便性、これを向上させるような検討もしっかりとしていただきたいと思います。

次は、総論的な質問ですけれども、これまで建築物の省エネ対策については、昭和五十四年に制定された省エネ法を改正することで対応をしてきたわけですが、今回建築物に特化した法律を制定するわけで、まず、その意義と理由についてお伺いをしたいと思います。また、あわせて、この法律を制定することで、基準の水準や運用によってもちろん異なるてくるわけですけれども、どの程度のエネルギー削減を見込んでいるのか、教えていただきたいと思います。

○橋本政府参考人 まず、新法で審議をお願いしている理由でございますが、現行省エネ法は、エネルギー使用者である事業者等の自主的努力を促進する、そういう実は法体系になつております。一方で、今回審議をお願いしております法案は、基準適合義務化を建築確認と連動させて、省エネ基準に適合しなければ着工できないという非常に強い規制措置でございます。この強い規制措置が自主的な努力を促す法体系である省エネ法になじまないという法的的な整理がございまして、新法としたところでございます。

新法にするに当たりましては、現行省エネ法の届け出制度等建築物に関する規定を全て移行した上で、さらに容積率特例あるいは省エネ基準適合の表示制度などの誘導的措置を新しく創設して、建築物の省エネに関する法律として一本立てたところでございます。

それから、効果でございますけれども、これはいろいろ試算の前提でございますが、仮に今回、法案がなくて適合義務化の措置が講じられなかつた場合には、非住宅の大規模な建築物の床面積が比べて3%増加をするというふうに想定をします。されど、効果でございますけれども、これはふえるなどの理由によって、非住宅建築物で使用されるエネルギー消費量が二〇三〇年には現状に比べて3%増加をすることを想定をします。

一方で、今回、本法案の措置を講ずることで、二〇三〇年には現状よりも、若干ではございますが、エネルギー消費量を減少に転じさせることができます。エネルギー消費量としては新築着工全体の三分の一をカバーするなど一定の効果が期待できることが、今後の規制のあり方につきましては、適合状況の推移を見つつ、先ほども申しました観点を踏まえて、いつ、どのような範囲で規制をかけるか、あるいは規制の程度をどの程度にするかについて検討を進めてまいりたいと思いますが、申しあげございません、現段階で具体的なスケジュール等はちょっと申し上げる段階にはないと思います。

○高木(宏)委員 いずれにしても、現場に即して制度として運用されるようにお願いを申し上げて、私の質問を終わります。

○今村委員長 次に、樋口尚也君。

○樋口委員 公明黨の樋口尚也です。

本法律案の質問に入る前に先立ちまして、東洋ゴムのことについて一点だけお伺いをしたいと思います。

工程表に示されております。

それまでに、適合率の向上や、民間機関や技術者、技能者の育成、手続の合理化等の措置を講じて、義務化対象を拡大する範囲、時期を判断する必要があるとしておりますが、義務化対象となる建築物の建築主との範囲、時期が大いに気になります。

今後、対象を拡大していくために本法案を改正していくことになるわけですが、改正内容、改正スケジュール等についてどのように想定されているのか、お伺いいたします。

○橋本政府参考人 適合義務化につきましては、義務化の効果、省エネ化の負担、大工、工務店などの技術力、関係者の理解などを総合的に勘案しながら進めることが重要であると考えております。

今回、義務化の対象といいたしました大規模な非住宅建築物につきましては、既に省エネ化が進んでいて、かつ追加的な費用も小さい、さらにエネルギー消費量としては新築着工全体の三分の一をカバーするなど一定の効果が期待できることが、今後の規制のあり方につきましては、適合状況の推移を見つつ、先ほども申しました観点を踏まえて、よう求めています。

○樋口委員 ゼひ強い指導力を發揮していただきまして、早く報告書が出てくるように、そしてまた、それをつぶさに見せていただきて今後の対応を協議したいと思いますので、ゼひともよろしくお願いをしたいと思います。

本法律案に入ります。

昨日、政府の地球温暖化対策本部は、国内の温暖化ガス排出量を二〇三〇年までに二〇二三年度比で二六%削減するという新たな目標を了承いたしました。総理もおつしやるように、野心的な目標ではありますが、国民の皆様の御理解、御協力を得て、全力で取り組んでいかなければなりません。

近年の建築部門のエネルギー消費量が著しく増加をしている現状におきましては、省エネを実行する負担が家庭やオフィスで大きくなつていくことは間違ひありません。省エネ対策の抜本的強化が必要不可欠であり、本法律案の早期成立、施行は極めて重要だという認識に立ちまして、省エネ実現のために、幾つかの点に絞つて質問をしたいというふうに思います。

五月八日の審議の中で、橋本住宅局長から、最終報告書は五月中旬に取りまとめて全文が公表される見込みである旨のお話がありました。この最終報告書がどうなつてお伺いしたいと思います。

五月八日の審議におきまして、山本参考人が、「報告が今月中もしくは下旬というふうに伺っておりますが、私どもとしては、できるだけ早くこの報告をいただけるようにお願いしておるところでございます。」という発言をしたことを踏まえて、私は、先ほど委員御指摘のような答弁をいたしました。

残念ながら、国土交通省におきましては、東洋ゴム工業の社外調査チームによる最終報告書につきましてはまだ報告を受けておりません。引き続き、同社に対し、早急に取りまとめ、公表するよう求めています。

○樋口委員 ゼひ強い指導力を發揮していただきまして、早く報告書が出てくるように、そしてまた、それをつぶさに見せていただきて今後の対応を協議したいと思いますので、ゼひともよろしくお願いをしたいと思います。

五月八日の審議において、山本参考人が、「報告が今月中もしくは下旬というふうに伺っておりますが、私どもとしては、できるだけ早くこの報告をいただけるようにお願いしておるところでございます。」という発言をしたことを踏まえて、私は、先ほど委員御指摘のような答弁をいたしました。

五月八日の審議におきまして、山本参考人が、「報告が今月中もしくは下旬というふうに伺っておりますが、私どもとしては、できるだけ早くこの報告をいただけるようにお願いしておるところでございます。」という発言をしたことを踏まえて、私は、先ほど委員御指摘のような答弁をいたしました。

まず一つ目は、先ほども出ましたけれども、ゼロエネルギー・ビル、ゼロエネルギー住宅について伺います。

昨年の四月のエネルギー基本計画において、ま

ず、建築物、ビルについては、二〇二〇年までに新築公共建築物等で、二〇三〇年までに新築建築物の平均でネット・ゼロ・エネルギー・ビルを実現する。住宅については、二〇二〇年までに標準的な新築住宅で、二〇三〇年までに新築住宅の平均でネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの実現を目指す。

極めていいことだというふうに思うわけでございますが、私の今の認識では、特にビルについては、先ほど高木先生が少しおっしゃいましたけれども、とてもできない。郊外型の二階建てビルぐらいで、敷地が広くて全面に太陽光パネルをはめようなどころであれば実現が可能かもしれません。都会で、中高層、五階建てや十階建て、それ以上のビルで、とてもでないけれども今の技術ではできないということが認識をされてるわけであります。

だけれども、こういうものは夢のあるプランで、国民全体で、よし、そういうものを目指していこうとするべきであります。ぜひ、積極的な取り組みについて、これは経産省にお伺いをしたいと思います。

○木村政府参考人 御指摘のゼロエネルギー・ビルでございますけれども、確かに、御指摘のとおり、実現のためにさらなる先進的な省エネルギー技術の開発あるいは普及というのが不可欠であろうというふうに考えてございます。

確かに、御指摘のとおり、中小の規模のビルであれば可能性が高いと思いますけれども、大規模建築物になればなるほど難しいということはございます。さらなる省エネ技術の開発でございます。

省エネ基準も、平成四年、五年、十一年、二十二年と今まで見直してまいりましたけれども、今後は、本法案の施行状況、技術開発による性能向上、コストダウン等の状況、エネルギー消費の

こうした状況を踏まえまして、経済産業省では、現在、ゼロエネルギー・ビルの実現に向けてまいります。

また、建築材料にトップランナー制度、これは

将来、例えば断熱材でございますと二〇二二年度

に向けて高い性能目標を示しまして、事業者に努

力をしていただく、そういう非常に高性能な建

材を供給するといったようなことも通じまして、ビ

ルとあわせまして、住宅等の断熱性能の底上げに

これからも努力してまいりたいと考えております。

○樋口委員 ありがとうございます。

技術の進歩を見込んでいかなければいけませんし、英知を結集して技術をつくり込んでいかなければ、ゼロエネルギー・ビルまたハウスはできないものだというふうに思いますので、ぜひ積極的な取り組みをお願いしたいと思います。

技術の進歩ということで加えて言いますと、今

回の法律の中に適合基準と誘導基準というのがあります。幾ら新築に規制をしても、この寄与と建築物の寿命は経済的に長いものがあります。着工統計で見ますと、更新ペースの速い東京都のオフィスでさえも、その速度は年に面積比で一・三%程度、全国平均ではおよそその半分程度であります。既存建築ではおおよそその寄与と建築物の寿命は経済的に長いものがあります。

○樋口委員 ありがとうございます。

適合基準というのは、最低限のレベルでこれを

クリアしないといけないということだと認識して

いますけれども、誘導基準というのは、インセン

ティブが受けられる、容積率の緩和とかそういう

ものが受けられる基準だ、こういうふうに理解して

おりますが、技術の進歩がこれからあるという前

提に立ちますと、この適合基準や誘導基準をこの

ままのレベルで固定するべきではないというふうに思っていますけれども、いかがでしょうか。

○橋本政府参考人 御指摘のとおり、技術の進歩

等に対応して基準は見直すべきものと考えております。

省エネ基準も、平成四年、五年、十一年、二十二

年と今まで見直してまいりましたけれども、

ようするとか、さまざまな工夫が必要かなとい

うふうに思っております。

状況等を踏まえて、適宜見直しを検討してまいりたいと考えております。

○樋口委員 定期的な見直しとともに、将来的見

通しの時期、そして内容等をあらかじめ明らかに

して、しっかりと予見可能性を示していくことが

大事だということを申し上げておきたいと

うに思います。

次に、先ほど来お話を出しています既存建築物に

進めて十分ではないわけあります。

義務化の対象は新築だけでありまして、省エネ

を進めてお伺いをしたいと思います。

建築物の寿命は経済的に長いものがあります。

着工統計で見ますと、更新ペースの速い東京都の

オフィスでさえも、その速度は年に面積比で一・

三%程度、全国平均ではおよそその半分程度で

あります。既存建築ではおおよそその寄与と

建築物の寿命は経済的に長いものがあります。

制優遇などを講じているところでございまして、これらの措置を今後とも活用しながら、既存建築物の省エネルギー性能の向上を図ってまいります。

○樋口委員 既存建築物の省エネ性能の向上とい

うことが極めて重要だと思うわけでございます。

先ほども申しましたけれども、毎年1%も満たない

ぐらいにしかオフィスの更新がなされないわけ

ですから、それ以外のところにどう手をかけてい

くかということが大事です。

先ほど御質問がありましたので、分譲マンション

ンについてもう省略をいたしましたけれども、マ

ンションも同じでございます。今、適合率が六

〇%弱と言われておりますので、マンションにつ

いてもきちんと対応を決めて、そして取り組んで

いかなければならぬといふふうに思います。

既存建築物の省エネ化を図る上で大事だなと思

う点が、コージェネレーションやスマートコミュニ

ティティー、街区で省エネを図れないかという取り

組みだといふふうに思います。劇的な効果がある

と言われておりますが、複数の施設がある街区で

コージェネレーションやスマートコミュニティー

というものを実現するといい。しかし、街区が全

て更地になつて、大規模の開発をするというのは

極めて難しい。

これから再開発事業がどれくらいあるのかとい

うことを考えますと、東京や大阪、都市部におい

てはもう建物が乱立しておりますから、その中で

の開発が難しいとなりますが、一つの建築を基点

にして、そのビルを点に置き、そしてそれを面展

開できるような、点から面に展開をするようなこ

と、すなわち、隣接する既存の施設が新建築物の

最新の省エネ施設や非常用の設備を共同利用でき

れば、省エネが街区で実現することが可能になる

わけであります。

そのためには、設置者の負担軽減や合意形成の

ための補助金の拡充など、インセンティブを設け

る必要があるといふふうに思いますが、それでも、い

うかがでしようか。

第一類第十号 国土交通委員会議録第十三号 平成二十七年六月三日

○橋本政府参考人 コージエネレーションシステムの利用あるいは街区でのエネルギー管理というの、省エネルギーの観点から大変有効であると考えております。

国土交通省では、このような取り組みに対する補助として、サステナブル建築物等先導事業によりまして、住宅建築物の省エネ、省CO<sub>2</sub>等に係る先導的な取り組みに対する補助を講じております。

この中で、例えば柏の葉キャンパスシステム、それからエリアエネルギー・マネジメントシステム等に対して現に補助を行つておるところでございまして、街区単位でのエネルギー管理等にも、今後とも補助金を通じて支援をしてまいりたいと考えております。

○樋口委員 既存の補助金のPRについてはもつと積極的にやつていただきたいと思うわけであります。不足しているのではないかと申し上げたいと思います。

例えは、今おつしやいましたサステナブル建築物先導事業ですけれども、国交省補助金、そして相談窓口というふうにクリンクしても出でこないわけであります。いろいろな方にピアリングを今回しましたけれども、環境省にもそういう補助金があるし、経産省にもある意味ではあるかもしれないし、国交省さんにもある。省エネに関する補助金はたくさんあるわけですから、何がどう使えるのかということがわからぬといふ専門家が多かったよう私には思いました。

省エネ窓口は大事なことであります、省庁横断的に一本化するなどの仕組みづくりをぜひ要望したいと思いますけれども、局長、いかがでしょうか。

○橋本政府参考人 補助制度について、広く国民の皆様に知つていただることは大変重要だと思っております。

サステナブル建築物等先導事業につきましても、毎年、事業採択後に先導的な取り組みを紹介

するシンポジウムを開催するなど、普及啓発をするための補助制度について、経済産業省と国土交通省で窓口を一本化して実施したことでもござい

ます。過去には、例えば、ゼロエネルギー住宅を推進するための補助制度について、経済産業省と国土交通省で窓口を一本化して実施したことでもござい

ます。今後とも、このような取り組みを通じまして、関係省庁とも連携して、省エネに関するさまざまな事業を広く国民の皆さんに知つていただくよう

努力をしたいと考えております。

○樋口委員 省エネについてもぜひ窓口一本化をしてほしいというふうに強く要望したいと思いま

す。

次に、人材について伺います。

やはりキーワードは、省エネに関して、人材の方が意欲を持って取り組んでいただくことだといふふうに思つてあります。プロ、まさに建築士の皆さんであります。一級建築士にしろ二級建築士にしろ、今高齢化が進んでおります。そし

て、残念なことに、例えは一級建築士の試験ですけれども、ピーク時から比べると今受験者数、申込者数はもう半分ぐらいになつていて。八万人ぐらいいらつしやつたのが今三万七千人。実際に受けた方は、六万人を超えていらつしやつたのが三万人を切つて。こういう現状で、建築士を目指す方も減つてきてる。もちろん、人口減少の問題もあるわけであります。が、一級建築士の人材育成が急務であります。

一級建築士は大変忙しい、ハードワークでありまして、私も建築業界におりましたけれども、設計の方ほど大変だなと思わないことはない。いつも夜中まで頑張つていらつしやる士の皆さんには、夕方まで打ち合わせをして、その内容を夜中までまとめて、また次の日に持つていい

く、こういうサイクルで仕事をしていらつしやるわけであります。

負担軽減をしていくことが人材育成の急務な課題だ、このように思つておりまして、二点伺いた

いと思います。

一点点目は、今回の法改正において、スマートな申請ができるよう環境整備、例えば建築物のエネルギー消費性能基準の簡素化や適合性判定の申請書類のミニユアルづくり、また計算ソフト等の設備の充実を図るなどして、スマートな申請が行わるようにしていただきたいということ、加

えまして、遅滞なく適合性判定が実施されるよう審査体制づくりが必要だ、こう思いますがどちらかがでしようか。

○橋本政府参考人 住宅・建築物の省エネルギー性能の評価につきましては、本法案に基づく基準、住宅性能表示制度における基準、CASBEE、BELS等の任意制度における基準など、さまざまな計算方法あるいは制度がございます。

これらにつきましては、例えBELSの届け出の際の書類を省エネ法における届け出の計算結果にそのまま活用できるとか、さまざまに相互に申請あるいは書類を融通できるようにしております。

なお、本法案に基づく申請につきまして、例えは住宅性能表示制度の計算書をそのまま活用可能とするなど、なるべく書類を共通化する、それから、先ほど議員が御指摘いただきました、マニュアルをつくる、あるいは簡易な計算方法等を開発して広く提供する等に努めてまいりたいと考えております。

○樋口委員 今お話をいただきましたとおり、例えは、今回のこういうエネルギーに関する申請ですけれども、建築士の方は申請を行うわけですけれども、これは、まさにエネルギー新法の話、品確法、そしてCASBEE、そしてBELS、さまざま、ばらばらに申請を行うわけでありまして、できることなら窓口を一本化していただいた

いし、少なくとも今回のエネルギー新法と品確法は同じ書類としてリンクをさせねばなりません。そこで、できるなら窓口を一本化していただきたいとまざいます。

ある現場の設計事務所さんの声をちょっと紹介したいと思いますけれども、今回の省エネ法の届け出について、設計監理業務の一環として作成することになりますけれども、今回の法改正を受け外注をする必要が出でまいります。今法制の流れを受けて、省エネ法の改正に伴う業務量の拡大もしくは別途外注費用が発生をしてしまって、より専門的な知識を要する設備設計事務所等に外注をする必要が出てまいります。今法制の流

れを受けて、省エネ法の改正に伴う業務量の拡大かりふえて報酬はくれない、こういうことが考えられるんじゃないかということで、この業務についての建築主側への意識を変えるような広報周知をぜひお願いしたい、こういう声を聞いています。

私は、設計業務というものが今複雑化をしていますが、もともとの本体業務以外にさまざまな業務があり、その分のフリーがもらえないという問題があるのではないかというふうに思つています。一つ提案をしたいというふうに思います。それは、国土交通省告示第十五号には、建築士法第二十五条の規定に基づき、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準を定めていますが、実際には、請求はできても支払われることはまずないというふうに聞きます。官厅工事でも民間工事でもほとんど、この告示第十五号を使って申請するけれども、そのところに規定されたこともない、こういうのが現状だというふうに認識をしています。

そこで、公共工事の設計業務入札については、まず範を示して、告示十五号の請求に基づく適切な査定を行うべきではないかと思いますけれども、いかがでしようか。

○橋本政府参考人 まず、国土交通省の営繕工事につきましては、先ほど御指摘をいたきました業務報酬基準の考え方に基づく積算基準を定めて、負担を軽減する、書類を少なくする、今局長おつしやつたとおり、ぜひ推進をしていただきたいとまざいます。

一方、地方自治体につきましては、平成二十二

<p>年に行つたアンケート調査によりますと、業務報酬基準あるいは営繕の積算基準について、全てまではほとんどどの業務で使用していると答えたところが、都道府県・政令市では八割程度であります。が、市区町村では残念ながら四割程度にしか至っていないという状況がございます。</p> <p>一方で、昨年の建築士法の改正におきましては、設計等の業務については、業務報酬基準に準拠した適正な委託代金で契約締結することが努力義務化されております。本年六月二十五日より施行されることになります。</p> <p>これを踏まえまして、都道府県や市区町村に対しまして、業務報酬基準に準拠した適正な代金での業務発注に配慮するよう通知を出すなど、業務報酬基準の一層の活用につきまして積極的に取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>○樋口委員 終わります。ありがとうございます。</p>	<p>実は、政治を志す前、直前に、ヨーロッパ、EU本部があるブラッセルに駐在をしておりました。したがつて、ヨーロッパと日本の違いですね、これは、きょうも冒頭、田嶋委員がヨーロッパの話を若干紹介されていました。法令のいろいろな枠組みも違うということでありますが、本当に建物の構造が全く違うわけであります。参考になるところもあれば、逆に参考にならなか、と一緒に切り上げて、鈴木委員に譲りたいと思います。</p> <p>まず、先ほど申し上げた経済産業省がそもそも省エネ法を所管しております。私、最初これを伺ったときに、そもそもどこの役所の法律かなどを最初思つたんですが、これは省エネ法の改正で対応することも検討されたと思うんですが、どういふ御判断でここに至つたか、御紹介をいただければと思います。</p> <p>○橋本政府参考人 お答えを申し上げます。</p>
<p>○今村委員長 午後一時から委員会を開けることとし、この際、休憩いたします。</p>	<p>私の方からは、きょう二十五分いただいています</p>
<p>○足立委員 総務省の党の足立康史でございます。</p>	<p>私は、恐らく省エネ法の法体系を調整すればできないことはないと思いますが、私は、個人的には、恐らく役所間の若干、その所管の、縦割りの状況に今、役所は当然、分掌をされているわけでありますから、経済産業省と国土交通省との間でいろいろ、この取り組みについて、どのように役割分担をしていくかということについて多少議論があつてもおかしくないと想います。</p>
<p>○足立委員 総務省の足立康史でございます。</p>	<p>これは確認ですが、今回の法律をつくるに当たつて、何かそういう省エネルギーにかかる両省の分掌のあり方、これは特に変わつてないということです。</p>
<p>○橋本政府参考人 お答え申し上げます。</p>	<p>まず、平成十四年に二千平米以上の建築物の届け出を義務化して、平成二十年に、届け出義務等の対象を三百平米以上の建築物に拡大するとともに、住宅トップランナー制度を創設するなど、省エネ法の改正で今まで取り組んでまいりました。</p>
<p>○足立委員 総務省の足立康史でございます。</p>	<p>しかししながら、省エネルギー化、特に義務化ということにつきましては、建築主、施工者に相当な負担が発生することから、関係方面的理解を得ることに正直時間を要したところでございます。</p>
<p>○足立委員 ありがとうございます。</p>	<p>そこで、平成二十一年に、これは国土交通省、経済産業省、環境省が一緒になって、低炭素社会に向けた住まいと住まいの方の推進会議といふものを設置いたしました。</p>
<p>○足立委員 既にいろいろ言及を各委員もされて</p>	<p>いた上で、例えば全建連のような個人の施工者の方、あるいは住団連、建設業の方等々、さまざまな関係業界の方に入つていただきて意見交換を行い、適合義務化に向けた機運の醸成を行つたところでございます。</p>

おられます省エネ基準の適合率、このグラフを見ると、非住宅の新築建築物に關する適合率の推移を見ると、十年前に相当、八割を超える適合率が実現されているわけであつて、政策のプログラム、政策をどういうタイミングでどう進めていくかということでいえば、やはりちょっと遅きに失したかなという思いは拭えません。しかし、言つても仕方ありませんから、少なくともこの段階でこうした法案が出てきたことについては敬意を表したいと思います。

一方で、こういう中でCOPもございます。強力に省エネを推進していく必要があると思いますが、この法律は新築が対象になるわけであります。既存のストックに対する対策はどうなつてあるか、あわせて御紹介をいただければと思います。

○橋本政府参考人 お答え申し上げます。

既存の建築物の省エネルギー化を進めんには、省エネ基準に適合させた場合には、その改修して省エネ基準に適合させた場合には、その旨を表示できる制度を創設しております。また、誘導基準に適合するよう既存建築物の省エネギー設備の導入等を行う場合には、容積率も緩和をされることいたしております。

そこで、本法案におきましては、既存建築物を改修して省エネ基準に適合させた場合には、その旨を表示できる制度を創設しております。また、誘導基準に適合するよう既存建築物の省エネ

エネルギー性能などの環境性能がすぐれた建築物が市場で高く評価をされて、高く売れるあるいは高く貸せるという環境を整えるということが重いと考へております。

そこで、本法案におきましては、既存建築物を改修して省エネ基準に適合させた場合には、その旨を表示できる制度を創設しております。また、誘導基準に適合するよう既存建築物の省エネエネルギー性能などを環境性能がすぐれた建築物が市場で高く評価をされて、高く売れるあるいは高く貸せるという環境を整えるということが重いと考へております。

そこで、本法案におきましては、既存建築物を改修して省エネ基準に適合させた場合には、その旨を表示できる制度を創設しております。また、誘導基準に適合するよう既存建築物の省エネ

といと存じます。

それから次に、これも午前中も恐らく言及があつたと思いますが、二〇二〇年までのいわゆる

エネルギー基本計画、これは他の委員会でもずっと議論をしてきておつて、私も原予力の関係である取り扱つてきてるテーマであります。その中で、二〇二〇年までに新築住宅・建築物に対する省エネルギー基準適合の義務化を、対象範囲の拡大をしていく、こう書いていますが、今回の法律は、そういう意味では、やつと第一歩を踏み出します。そういう意味では、やつと第一歩を踏み出します。

○橋本政府参考人 お答え申し上げます。

これは、二〇二〇年までどのような工程表でまさに対象範囲をしつかりとカバーしていくのか。この第一歩の後の工程表について、もし御答弁いただけることがあれば御紹介をいただきたいと思います。

○橋本政府参考人 御指摘のエネルギー基本計画

におきましては、「規制の必要性や程度、バランス等を十分に勘案しながら、二〇二〇年までに新築住宅・建築物について段階的に省エネルギー基準の適合を義務化する。」とされておるところでございます。

今回義務化につきましては、まず、義務化の効果、省エネルギー化の負担感、大工、工務店等の技術力、関係者の理解などを総合的に勘案しながら進めることが重要であると考えております。その良質、安全、安穏というスマート住宅であるということにしましても、そこには気候風土

ので。

先ほど冒頭、欧州にちょっとおりました、こう

いう紹介をしましたが、本当にこれは、ヨーロッパへいらっしゃつた方は皆さんよくお感じになる

と思いますが、全く違います。やはり日本は木の文化というか、木造住宅が非常に多い中で、日本と歐州の関係、比較において、現状は非常におくかれているということはやむを得ないところであります。かつ、対策においてもヨーロッパと日本は大分違うということはわかりますが、これから

この法案を第一歩として、どの程度これを改善、建築の分野で省エネを推進していかれるのか。このあたりの見通しを含めて、大臣の方から御答弁をいただければと思います。

○太田國務大臣 日本の住宅は、欧米と異なりま

して、今、木の文化とおっしゃったように、住宅というものは地域の気候風土に合ったものをつくるということだと思います。

○太田國務大臣 日本の住宅は、欧米と異なりま

して、今、木の文化とおっしゃったように、住宅というものは地域の気候風土に合ったものをつくるということだと思います。

○太田國務大臣 日本の住宅は、欧米と異なりま

して、今、木の文化とおっしゃったように、住宅というものは地域の気候風土に合ったものをつくる方からいいますと、住宅行政はそういうものをして確保すべきものは、私は、良質であり、安全としますと、日本の風土、自然の中で、日本として確保すべきものは、私は、良質であり、安全と寒い地域の中でき上がりっている。

○太田國務大臣 日本の住宅は、欧米と異なりま

して、今、木の文化とおっしゃったように、住宅というものは地域の気候風土に合ったものをつくる方からいいますと、住宅行政はそういうものをして確保すべきである、こう思っています。

○太田國務大臣 日本の住宅は、欧米と異なりま

して、今、木の文化とおっしゃったように、住宅というものは地域の気候風土に合ったものをつくる方からいいますと、住宅行政はそういうものをして確保すべきである、こう思っています。

○太田國務大臣 日本の住宅は、欧米と異なりま

して、今、木の文化とおっしゃったように、住宅というものは地域の気候風土に合ったものをつくる方からいいますと、住宅行政はそういうものをして確保すべきである、こう思っています。

○太田國務大臣 日本の住宅は、欧米と異なりま

して、今、木の文化とおっしゃったように、住宅

○足立委員 ありがとうございます。ぜひスタッフについての対策も全力で取り組んでいただきた

○足立委員 ありがとうございます。

あと最後に、きょうは大臣もいらっしゃいます

それから、これからのことを考えると、少子高

宅行政というものを推進していくことが大事だというふうに思つてゐるところです。

○足立委員

ありがとうございます。

いつもながら大臣の御見識、ビジョンに感服をいたすところあります。

いたすところですが、良質、安全、安穏、

本当に私もそうだと思います。

省エネは一つの価値であります。

いたすところですが、良質、安全、安穏、

本当に私もそうだと思います。

一方で、温暖化対策を進める必要もあるという

ことで、私、最後にちょっと、事務方で結構ですけれども、対策をいろいろ講じていく中で、実際

に数字ですね。要は、エネルギー消費、CO<sub>2</sub>でもいいんですが、例えば三十年に向けてどの程度

今見込まれていて、こうした建築の分野での取り組みを大臣がおっしゃつたようなところでいろいろな目くばせをしながらでも、これぐらいは改善していくんだ、そのあたりの数字的なイメージをもしあれば御紹介いただければと思いま

す。

○橋本政府参考人

お答え申し上げます。

今回の法律に係る効果につきましては、規制の対象になる二千平米以上の非住宅に限つて計算をしておりますが、仮に今回の規制がかからぬ場合、住宅以外の建築物で使われるエネルギーが二〇三〇年までに三%ふえると予測をしておりま

す。今回の規制措置を入れることで、この三%がほぼゼロないし若干マイナスぐらいで抑えられる

ということです。それなりの効果は出るというふうに考えております。

○足立委員

わかりました。ありがとうございます。

ぜひその今おつしやつた数字を実現していただきたいと期待をいたしたいと存じます。

それでは、若干時間がまだございますが、鈴木委員に時間を譲りまして、私の方は、余り行きたくありませんが、厚生労働委員会に行ってまいります。

どうもありがとうございました。

○今村委員長

次に、鈴木義弘君。

○鈴木(義)委員 続きまして、維新の党、鈴木義弘です。

一年ぶりに国交委員会で質問させていただくん

ですけれども、私は来たくて来た人間なので、ひ

とつよろしくお願ひしたいと思います。

今回提出されている法案の趣旨に鑑みますと、すけれども、そもそも木造建築物を推進していった方がいいんじやないか。

先ほど大臣が御答弁になられた高温多湿の地

域。きょうも雨が降っていますけれども、日本は

やはり屋根があつた方がいい国の一つだと思う

ですね。まあ、そうじやない、平屋根の家もいっ

ぱいあるんですけれども。

高度成長期のときに、住宅事情が逼迫してい

るな目くばせをしながらでも、これぐらいは改善

していくんだ、そのあたりの数字的なイメージを

もしあれば御紹介いただければと思いま

す。

○橋本政府参考人

お答え申し上げます。

今回の法律に係る効果につきましては、規制の対象になる二千平米以上の非住宅に限つて計算をしておりますが、仮に今回の規制がかからぬ場合、住宅以外の建築物で使われるエネルギーが二〇三〇年までに三%ふえると予測をしておりま

す。今回の規制措置を入れることで、この三%が

ほぼゼロないし若干マイナスぐらいで抑えられる

ということです。それなりの効果は出るというふうに考えております。

○足立委員

わかりました。ありがとうございます。

ぜひその今おつしやつた数字を実現していただきたいと期待をいたしたいと存じます。

それでは、若干時間がまだございますが、鈴木委員に時間を譲りまして、私の方は、余り行きたくありませんが、厚生労働委員会に行ってまいります。

どうもありがとうございました。

○今村委員長 次に、鈴木義弘君。

しながら快適性を求めていくか、そういう観点に立つて、今回の省エネ法に続く、建物に対して、先端のいろいろなノウハウを入れた住宅を建てていいこうというふうに誘導されるんだと思うんです。

○鈴木(義)委員 四省庁なのか、そこに内閣府が

供給する農林水産省所管の林業者、でも住宅をどんぐん建てた方がいいよというような所管をする

いだというふうに法律のところに書いてあるんで

すけれども、そもそも木造建築物を推進して

ばらで推進をするのではなくて、例えば、いただ

いた資料の中に、こういうポンチ絵の中に住宅が

あるんですけども、この中に、太陽熱温水器だ

とか太陽光発電とか、あとは高効率給湯器とか、

きょうの資料じゃないかもしませんけれども。

こういう一つの家を建てるのに、材木を供給

すれば農林水産省、でも地球温暖化といえば環境

省、でも建て方に関しては国交省、でもコジェネ

だとかエネルギー政策になれば経済産業省、ばら

ばらで動いていても、実際に建物を建てて使うの

は国民一人一人だと思うんですね。

もう少しきちと横の連携を図つていて、

外の外材をどんどん輸入した時期がありました。

それによつてコストを安く抑えてバランスをとろ

うとしたんですけども、結局それが逆に言えま

います。そのときに、山から切り出して木材を供

給する側が、供給がなかなか需要側に追いつかな

かった。そのときに、ホワイトウッドを含めて海

外の外材をどんどん輸入した時期がありました。

それによつてコストを安く抑えてバランスをとろ

うとしたんですけども、結局それが逆に言えま

います。そのときに、山から切り出して木材を供

給する側が、供給がなかなか需要側に追いつかな

かった。そのときに、ホワイトウッドを含めて海

外の外材をどんどん輸入した時期がありました。

それによつてコストを安く抑えてバランスをとろ

うとしたんですけども、結局それが逆に言えま

います。そのときに、山から切り出して木材を供

給する側が、供給がなかなか需要側に追いつかな

かった。そのときに、ホワイトウッドを含めて海

外の外材をどんどん輸入した時期がありました。

今は、それから思えば、もう三十年、四十年、

時代が変わってきています。

国土交通省が昨年提示をされました、人口減少

社会に入つてきています。

○太田国務大臣

全くそのとおりだと思います。

あだになつて、日本の林業がどんどん衰退の道を

歩むようになつたわけですね。

今は、それから思えば、もう三十年、四十年、

時代が変わってきています。

○足立委員

わかりました。ありがとうございます。

ほほゼロないし若干マイナスぐらいで抑えられる

ということです。それなりの効果は出るというふうに考えております。

林野庁、農水省、よく連携をとつて、その木造建築物等々がさまざまなところで使われていくよ

うにささらに一層努力をしたい、このように思いま

す。

○鈴木(義)委員

四省庁なのか、そこに内閣府が

入つてくるかわかりませんけれども、やはり総割

り行政というふうに言われて久しいんだと思うん

ですけれども、きちっとそこのところは、税金と

いうことも含めて、もう一省庁、財務省も巻き込

んで省エネ住宅を推進していくような形をとつて

いかいと、国民の、また消費者の皆さん方が、

法律をつくつて規制をしたとしても、後段で幾つ

か御質問させていただきたいと思うんですけれど

も、なかなかそつちに向いてくれないんじゃない

かなというふうに思いますので、ぜひお願いした

いと思います。

オーストリアなどのヨーロッパで早くから開発

をしているCLT、昨年、つくばにある試験研究

センター、ちょっと正式名称を忘れてしまったん

ですけれども、このCLTの載荷試験といふんで

すか、荷重をかけて、どのぐらいの耐久性がある

のかというのを今も試験をしているんだと思います。

お聞きしますと、来年、再来年ぐらいにその

データがきちんと出てきて、建築基準法も多少見

直しをかけて、今木造の三階建てしか許可になつ

ていないとこるを、四階、五階、六階とか、そう

いうことも可能になつていくんじゃないかな。

なおかげ、それをやると、やはり国産材を使つてももらいたいといふことなんですね。

なぜそれを申し上げるかといふと、日本の国内

である森林伐採して、何か環境破壊みたいに見

いられるんすけれども、やはり国産材を使って、

そこにはまた苗木を植えてCO<sub>2</sub>を吸収させてい

て、また五十年ぐらいのサイクルでぐるぐる回し

いかれる、それで材料 자체は日本国内のものを

使うということになれば、CO<sub>2</sub>の削減には絶対

いるところです。

木造の住宅・建築物は、我が国では、先ほどかと縮小というふうに考えますから、なかなか選挙権がない。これも十年前に一回世に出たんですね。木造の住宅・建築物を扱う国交省としましても、国産材を大事に使って木造建築物を推進するということをやつていいことなどで動き出しているところです。

木造の住宅・建築物は、我が国では、先ほどかと縮小というふうに考えますから、なかなか選挙権がない。これも十年前に一回世に出たんですね。木造の住宅・建築物における木材利用の促進に大きな効果があるというふうに考えて

効果があるはずなんです。

でも、つくらなくちゃいけないという需要ばかりが先で出てしまえば、やはり安く大量に同じ

材質のものといえば海外に依存しますから、それはCO<sub>2</sub>の削減にはカウントされないわけです。そのところをぜひ連携をとつて、お世話をなければなというふうに思っています。

それと、あとは、建て売り住宅にお住まいの方には大変恐縮なんですけれども、今、建築屋さんには話を聞いても、大体三十年、三十五年で建てかえをしています。ですから、百年住宅というふうに言いながらも、いつも何かハウスメーカーさんは百年住宅でコマーシャルをしてそれを売ろうとするんですけれども、結局、建て売り業者さんが百年住宅のコンセプトで、建てかえをというよう

り新しく新築も含めてやっていかないと、そのサイクルを長くすることで、やはり省力化と省エネに貢献していくんだと思うんです。

いろいろな価値観も多様化する時代の中で、ただ、三十年、三十五年たつて建てかえをするとか、リフォームも一部同じだと思うんですけども、建物を壊していくわけですね、解体。それを、三十年に一回、百年のうちに三回も建てたり壊したりするのと、百年間メンテナンスしながら使うということであれば、省エネとか省力化という観点からいえば、そちらの方が必ずいいはずなんですね。

特に、今みたいに職人さんがなかなか忙しくて、半年先、一年先で仕事がどんどん先送りするぐらい、需要と供給のバランスの中で供給側が少ないときほど、サイトを延ばして、そうしないと、仕事がないときは安くしたってやってくれない、安くしないできないという話になってしまふんですけれども、今みたいな需要があるときの方々がサイトを長くできるいいタイミングだと思うんですね。

そのところをどう考えていくかということなんですが、大臣になるか、御答弁いただければありがたいんですけども、大臣になるか、御答弁いただければありがたいんですけども。

○太田國務大臣 先ほどCLTの話がありました  
が、御指摘のように、国総研で今研究、圧をかけ実験等を行つてあるところなんですが、二十八

年度早期にはCLTを利用した中層の建築物が、まず四階ということになると思うんですが、通常に話を聞いても、大体三十年、三十五年で建てかえをしています。ですから、百年住宅といふうに言います。だから、百年住宅というふうに言います。百年住宅、二百年住宅ということ、日本の住宅の建築確認で建てられるようになるというスケジュールに今なっています。

百年住宅、二百年住宅ということ、日本の住宅は取り壊されるのが非常に年数が短くて、平均約三十年、こう言われて、歐米では六十年、八十年とするとんでも、結局、建てかえをというようまで約六十万戸の実績を上げているということです。

この一方で、住宅を長期優良化するために、耐久性や耐震性の向上などによって建設費として約二割程度のコストアップが見込まれるわけですが、より一層普及を図るために、税制や融資や補助や、さまざまな手立てをとつて引き続き支援をしたい、このように思つておるところです。

○鈴木(義)委員 ありがとうございます。

そうしますと、前にもちょっと話題になつたんだと思うんですけども、今、空き家が八百万戸、北海道から沖縄まであると言われています。戸といふうのか室といふうのかですか。

そうなりますと、今回の法律を制定するに当たつて、二千平米を超えるものが第一種で、三百から二千平米を第二種という位置づけにしているので、一千平米未満の場合は、三百平米、居住用でも非居住用ですけれども、これが大体八十何坪になります。八十何坪にお住まいの方というのはそうはたくさんいらっしゃらないんじゃないかなと

思うんですね。

そうすると、今申し上げましたように、もう一つ規制をかけているのが、年間百五十戸以上の建つて売り業者さんは規制をかける、こういう法律の体系になつてあるんですけども、今まで空き家になつてあるところは、建てかえをしようとしておりました。家になつてあるところは、建てかえをしようとしたけれども、今回この法律は、省エネ法の届け出義務がかかつていて、それがある程度定着してきたところをベースに一部は規制を強化するということでござりますので、そこはむしろ面積を変えずに連続性を持たせて、従来届け出義務で指導監督まで

からは外れていくんです。それで、なぜ省エネだとCO<sub>2</sub>の削減に取り組んでいかれるのか。まず四階ということになるということですね。そのまま大型物件になると、その50%にも満たないところまでしかいつていません。

では、それをどうやって一〇〇に近づけよう

て、世代を超えて長く住み継いでいる住宅を認定して、その普及を図つておるところです。これまで約六十万戸の実績を上げているということです。

この一方で、住宅を長期優良化するために、耐久性や耐震性の向上などによって建設費として約二割程度のコストアップが見込まれるわけですが、より一層普及を図るために、税制や融資や補助や、さまざまな手立てをとつて引き続き支援をしたい、このように思つておるところです。

○鈴木(義)委員 ありがとうございます。

そうしますと、前にもちょっと話題になつたんだと思うんですけども、今、空き家が八百万戸といふうのか室といふうのかですか。

そうなりますと、今回の法律を制定するに当たつて、二千平米を超えるものが第一種で、三百から二千平米を第二種という位置づけにしているので、一千平米未満の場合は、三百平米、居住用でも非居住用ですけれども、これが大体八十何坪になります。八十何坪にお住まいの方といふうのか室といふうのかですか。

そうすると、今申し上げましたように、もう一つ規制をかけているのが、年間百五十戸以上の建つて売り業者さんは規制をかける、こういう法律の体系になつてあるんですけども、今まで空き家になつてあるところは、建てかえをしようとしておりました。家になつてあるところは、建てかえをしようとしたけれども、今回この法律は、省エネ法の届け出義務がかかつていて、それがある程度定着してきたところをベースに一部は規制を強化するということです。

○橋本政府参考人 お答え申しあげます。

二千平米の当時の規制は、建築物の全体の床面積のうちで約四割ぐらいを占める範囲を設定したところ、大体二千平米以上の建築物であった。三百平米はその後対象にしたものでございますが、これは建築物の総床面積の大体六割の線で切つたのがこのあたりだったということで設定しております。

ただ、御指摘のように、ずっと二千平米、三百平米のままでいいのかといふことでござりますけれども、今回の法律は、省エネ法の届け出義務がかかつていて、それがある程度定着してきたところをベースに一部は規制を強化するということです。

○橋本政府参考人 建築物部門につきましては、一定の省エネ努力をしてCO<sub>2</sub>の排出量を削減する努力が必要だということは私どもも十分に重要性を理解しております。

したがいまして、かねてから省エネ法で届け出をしてきたものについて、今回一部強化をするとことござります。ただ、やはり規制を強化いたしますと、建築主の側あるいは施工者の側両方に負担がかかります。それで、これらの関連す

いていたものが今回は義務化になる、建築確認で強制されるということになるということで、これは一定程度やはり連續性を持たせる必要があるのではないかというふうに考えております。

それから、百五十戸は、これはトップランナー制度で年間百五十戸以上供給する事業者さんでございますが、先行しておりました省エネ法の特定機器のトップランナー制度が、総生産の約〇・一%に相当する部分を機器の方のトップランナーで設定をしておりまして、それを住宅の分譲分の戸建て事業者に当てはめると、百五十戸を供給しているというのがちょうどその線に当たつたといふことがあります。

○鈴木(義)委員 この六月の中旬か下旬に、G7ですかG8、安倍総理が行かれますよね。そのときに正式な数字を出されるんだと思うんですけれども、CO<sub>2</sub>の削減目標を、今、二十六とか七とか

という数字があつたり、二二とか三とかと、正式な話は私たちには伝わってこないんですけども、それを達成させるのに、今みたいな御答弁の中で、確かにその延長線上の中にあるんでしょうけれども、促進させていかなければならぬといふお立場であれば、やはり協力してもらうというような形をとつていかなければ、その目標、エネルギーを供給している電気とかガス事業者とか製造業者だけに、あとは運送業だとですね、そういうたどころにだけ求めていても達成できな

いんじゃないかと思うんですけども、その辺についてどう考えるか、お答えいただきたいと思います。

○橋本政府参考人 建築物部門につきましては、一定の省エネ努力をしてCO<sub>2</sub>の排出量を削減する努力が必要だということは私どもも十分に重要性を理解しております。

したがいまして、かねてから省エネ法で届け出をしてきたものについて、今回一部強化をするとことござります。ただ、やはり規制を強化いたしますと、建築主の側あるいは施工者の側両方に負担がかかります。それで、これらの関連す

る関係者に規制の必要性等について十分理解をいたした上で規制をかける必要がございまして、これから順次、その規制の効果等も含めて実施状況を見ながら次のステップを考えていきたいと考えております。

○鈴木(義)委員 そうですよね。国際社会に国民が一人ずつお約束したんじやなくて、政府が勝手に二五%削減しますとかこれから約束をするわけですね。政府がその削減をやるわけじゃなくて、国民や企業、個人商店がそれに協力するかどうかという話になるんだと思うんです。だから、それだけのメリットがあるよというのを出さなければ、やはり協力にはならないんだと思うんです。

それと同じように、環境省の所管になってしまふんですけれども、地球温暖化対策のために、高気密だと高暖房性というんですか、そういうふうな高気密でも、地球温暖化対策のために、高気密だと高暖房性といううんなんだと

思っています。例えばウレタン吹きつけで屋根裏だと床下の素材をどんどんメーカーさんというより、素材メーカーも開発しますし、そういう建て方、工法も新しく開発していく、それはいいことなんだと思います。

ところに、高気密にさせるのと断熱性を持たせるので、吹きつけウレタンというのが、建て売り業者さんなんかは多く見受けられるんです。私も現場を見たことがありますけれども。

これが解体時、今の大臣の御答弁の中で、平均三十年で壊すんですよといったときに、どうやってこれはリサイクルするんですか。だから、一番最初に冒頭申し上げたように、省庁のきっちりとした連携がとれていないんじゃないかというのはそ

こに立ち返るんです。

片や、それを解体するときに、まあ大変だ、どうしましよう。アスペクトのときと同じです。生産性がいいとか効率性がいいといつてアスペクトを推奨しながら、まあ、建物を三十年、五十年たつたら解体します、今度は肺気腫になるからいろいろな規制をかけましょうといつて、環境省が基準をつくつたんです。今やっている省エネで断熱性を持たせるんだ、

きちっと回していくことができるのかというのをきいて、本当にリサイクルできる技術が確立しているのか。それだけのコストをかけて、本当にいう考え方なんですね。

そのところ、分別しやすいような工法や素材も、環境省と連携をとるのか経産省と連携をとるのかわかりませんけれども、そのところをやつた後、きちっと推奨していくような、推進していくかと思うんですけれども、そのところを大臣にお尋ねしたいと思います。

○うえの大臣政務官 委員御指摘のとおり、省エネだけではなくて、当然ながら、リサイクルという観点も非常に重要でございますので、当然、

我々もそこを意識した対応というのが必要だと思

います。

本法案に基づきまして省エネ基準を今後策定し

てまいりますが、その中におきましては、リサイ

クル等の観点から適切な工法あるいは素材が採用されますように、これにつきましては、環境省と

もよく相談しながら、情報共有をして取り組ん

ども、それが履行できているかどうかをどこで判断するのかということなんですねけれども、お尋ね

したいと思います。

○橋本政府参考人 お答え申し上げます。

まず、建物ができるときに、ちゃんと本来の計画どおりにできたかということにつきましては、

適合義務化をする建築物については建築確認の完了検査で担保することにいたしますし、建築士が工事監理でちゃんと設計図どおりに施工されることを担保いたします。

ただ、現在の建築基準法の仕組みでは、建った後に、例えば一定期間ごとにチェックをするとか、そういう事後のチェックというのはございま

せん。むしろ、我々としてはこれから制度を運用していく段階で、例えば任意の調査を行うとか、そういう事後調査を行っておりまして、税制はその中で最も重要な措置だと。

國交省としても、この所期の目的を達するため大事なことだと思っておりまして、税制はその中で最も重要な措置だと。

〇鈴木(義)委員 ぜひよろしくお願いします。されば、初めて初めて省力、省エネに私はなつていく

ものがうたわれているんですけども、材料や工法に基準を設けても、実際に建築した後の検査を

してみないと、適合に合致しているかどうかはわからないんじゃないかという考え方です。

建物が適正に管理をされているかについてはチエックをしていきたいというふうに考えており

ます。

○太田国務大臣 住宅の省エネ関係の税制については、住宅ローン減税とか、あるいは贈与税の非課税措置、こうしたことについてやらせていただ

いておりますが、きょう委員が指摘をした、新しく今回措置をとることに對応したり、あるいはチエックをする、あるいはその後の環境省との連携とか、さまざまなもので、やはり住宅というものについて、規制というのは、一つかなり強烈な規制といふこと以上に、インセンティブを与えると

いうことの方が、自由市場の中での住宅建設には大事なことだと思っておりまして、税制はその中で最も重要な措置だと。

國交省としても、この所期の目的を達するため税制ということについては力を入れていただきたいと思っています。

○鈴木(義)委員 ありがとうございました。以上で終わります。

○今村委員長 次に、本村伸子君。

平成二十七年六月三日

○本村(伸)委員 日本共産党の本村伸子です。よろしくお願いいたします。

まず最初に、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律案について質問をさせていただきたいたいと思います。

この法案は、現行のエネルギーの使用の合理化

等に関する法律から建築物部門を抜き出して、建築物の省エネ基準への適合の義務化、この第一歩を踏み出すものだと考えております。法案提出の背景には、エネルギー消費量が、産業部門、運輸部門などに比べて、建築物の部門は依然として増加傾向にあるということが挙げられております。

今回の法改正で大きく変わる部分は、二千平米以上の非住宅建築物を新築や改修する際の省エネ基準への適合を現行の届け出義務から適合義務に強化して、建築基準法に基づく建築確認の手続に連動させ、実効性を担保するというものになつております。

そこで、お伺いいたしますけれども、今回の法改正で、建築物部門のエネルギー消費量は低減するのかどうか、まず確認をしたいと思います。

○橋本政府参考人 お答え申し上げます。

本法案による適合義務化の措置を講じなかつた場合は、床面積の増加などにより、住宅以外の建築物、いわゆる非住宅建築物のエネルギー消費量は、二〇三〇年には現状に比べて約3%増加するという想定をされます。これを、本法案の措置を講じることにより、二〇三〇年には現状よりもエネルギー消費量が若干ですがマイナスになる、減少に転じさせることができる、3%を上回るエネルギー消費の削減が可能だというふうに考えております。

〔委員長退席、小島委員長代理着席〕

○本村(伸)委員 しかし、あくまでも見込みだということで、私はもう少し踏み込むべきだといふうに思います。真剣に地球温暖化対策に取り組むこと、建築物のエネルギー消費量の低減のため、もっと高い水準の削減の数値目標を立てるべきだというふうに思いますけれども、大臣、いか

がでしょうか。

○太田国務大臣 昨日開催されました政府の地球温暖化対策推進本部におきまして、二〇三〇年度比における温室効果ガスの排出量を二〇一三年度比で二六%削減するという目標が取りまとめられたところです。

我が国のCO<sub>2</sub>の排出量のうち、家庭、業務部門は全体の約四割を占めているところであります。が、二〇三〇年度における削減目標は、二〇一三年度比で約四〇%となります。この目標の達成に向け、住宅・建築物につきまして、省エネルギー関連施策の推進に努めることとしているところです。

○本村(伸)委員 ゼロ基準目標を持つてやつていただきたいというふうに思います。

○橋本政府参考人 お答え申し上げます。

本法案による適合義務化の措置を講じなかつた場合、床面積の増加などにより、住宅以外の建築物、いわゆる非住宅建築物のエネルギー消費量は、二〇三〇年には現状に比べて約3%増加するという想定をされます。これを、本法案の措置を講じることにより、二〇三〇年には現状よりもエネルギー消費量が若干ですがマイナスになる、減少に転じさせができる、3%を上回るエネルギー消費の削減が可能だというふうに考えております。

○本村(伸)委員 ゼロ基準目標を持つてやつてくださいたいというふうに思います。

○橋本政府参考人 お答え申し上げます。

本法案による適合義務化の措置を講じなかつた場合は、床面積の増加などにより、住宅以外の建

されているのでしょうか。

○橋本政府参考人 火災があつた簡易宿泊所に関することは、防火上の安全性が確保されていたかどうかについて、現在、特定行政庁である川崎市において事実関係を調べておるところでございます。

ただ、川崎市からは、実際の建物が焼失をしていること、建設時の図書も保存されていないため、違反があつたかどうかの判断に時間を要していると聞いております。

○本村(伸)委員 今回のような低所得の方、高齢者の方が犠牲になる火災というのは、無届け老人ホームの「たまゆら」の火災などでも相次いでおります。

○本村(伸)委員 今回の火災を受けまして、五月十八日に、国土交通省から全国の特定行政庁に対し、消防部局などを連携し、簡易宿泊所に関する違反建築物の確認及び是正指導を行うよう通知を出したところでございます。

○本村(伸)委員 また、川崎市におきましては、簡易宿泊所への立入検査を実施いたしました。この結果、火災事故のあった建築物と同様に、木造で二階の上にさりに居室を設けている物件が四十九棟中三十二棟に該当するとしての報告を受けたところでございました。

○本村(伸)委員 それ以外の、例えば東京二十三区あるいは政令市等で類似の構造を持つ簡易宿泊所があるとい

う報告は今のところございません。

○本村(伸)委員 なぜ川崎市でこのような建築物が多く生まれたかということについて、よく経緯を踏まえた上で、川崎市において正しく是正指導を行なうよう、

○本村(伸)委員 また、それ以外の特定行政庁とも連携をしながら、簡易宿泊所を含めた建築物の安全性の確保を図るための取り組みを推進してまいり存でござります。

○本村(伸)委員 引き続き川崎市に求めたいと思っております。

○本村(伸)委員 また、それ以外の特定行政庁とも連携をしながら、簡易宿泊所を含めた建築物の安全性の確保を図るための取り組みを推進してまいり存でござります。

○本村(伸)委員 本当にあるのかといふことを痛感いたしました。木造で、消防車を入れない、本当に密集して

○本村(伸)委員 この密集している地域に、簡易宿泊所に、大体千人の方がお住まいだということを地域の方からお話を伺いしております。ここでまた同じよ

うな火災があつたら、本当に大惨事になる、本当に危険だということを私は痛感してまいりました。

た。

今後、このような大惨事を繰り返さないためにも、原因究明、再発防止策がどうしても必要だというふうに思います。今回の大惨事の原因、再発防止策を国交省としてどう考えているのか、お示しいただきたいと思います。

○橋本政府参考人 まず、建築基準法におきましては、三階建ての簡易宿泊所の場合は耐火建築物と連携し、簡易宿泊所に関する違反建築物の確認及び是正指導を行なうよう通知を出したところでございます。

○橋本政府参考人 また、川崎市におきましては、簡易宿泊所への立入検査を実施いたしました。この結果、火災事故のあった建築物と同様に、木造で二階の上にさりに居室を設けている物件が四十九棟中三十二棟に該当するとしての報告を受けたところでございました。

○橋本政府参考人 それ以外の、例えば東京二十三区あるいは政令市等で類似の構造を持つ簡易宿泊所があるとい

う報告は今のところございません。

○橋本政府参考人 なぜ川崎市でこのような建築物が多く生まれたかということについて、よく経緯を踏まえた上で、川崎市において正しく是正指導を行なうよう、

○橋本政府参考人 また、それ以外の特定行政庁とも連携をしながら、簡易宿泊所を含めた建築物の安全性の確保を図るための取り組みを推進してまいり存でござります。

○橋本政府参考人 引き続き川崎市に求めたいと思っております。

○橋本政府参考人 また、それ以外の特定行政庁とも連携をしながら、簡易宿泊所を含めた建築物の安全性の確保を図るための取り組みを推進してまいり存でござります。

<p>て原因究明と再発防止策をとるべきだというふうに思います。</p> <p>きょうは厚生労働省にも来ていただいておりますぐれども、火災に遭つた「吉田屋」と「よしの」は、簡易宿泊所でありながら、五年、十年と長く住み続いている高齢者や低所得の方が多く、生活保護受給者は入所者の七十四名中七十名と言われております。ついの住みかになっていたというふうに言わざるを得ない状況があつた。</p> <p>火災に遭つたこの簡易宿泊所というのは、住環境としても大変劣悪で、先ほど大臣が言られた安穩という言葉とは本当にほど遠い現状がございました。</p>
<p>一部屋は二畳や三畳、宿泊費は一日一千円ぐらいで、月六万円を超えるにもかかわらず、木造二階建てと届けておきながら、実際には三階建て、建築基準法や消防法に違反している可能性がある建物で、安全が確保されていない状況です。</p> <p>エアコンは廊下にあるだけで室内ではない。テレビは一時間百円、ガスこんるも有料、トイレ、お風呂も共同、部屋の電源もなくて、夏は扇風機も使えない。寝ると背が高い方は足が廊下にはみ出てしまう。憲法二十五条、生活保護法で、健康で文化的な生活というのが保障されているはずなのに、なぜこうした状況で、五年、十年住むことを許していたのか。</p> <p>川崎市内のこの簡易宿泊所で暮らす生活保護受給者は千三百人を超えております。なぜこの簡易宿泊所に長く住み続けなければならなかつたと考えているのか、厚生労働省にまずお伺いをしたいと思います。</p> <p>○谷内政府参考人 お答えいたしました。</p> <p>生活保護受給者が簡易宿泊所を長期間利用している状況につきましては、さまざま背景があると考えられまして、例えば、過去におきましては、簡易宿泊所の利用者の多くが日雇い労働者でございまして、その利用者の高齢化によりまして、そこに住み続けられたまま生活保護の受給者に至っているということや、ほかには、生活保護</p>
<p>受給者がアパートなどの住居を確保するまでの間に一時的に簡易宿泊所に宿泊したんだけれども、アパート等へ入居できず、引き続き宿泊を続けております。いつの住みかになっていたというふうに言わざるを得ない状況があつた。</p> <p>○本村(伸)委員 国交省にもお伺いをいたしました。</p> <p>本來、このような簡易宿泊所に長く住み続けておりまでは、公営住宅や民間のアパートなどを確立しておきながら、実際には三階建て、建築基準法や消防法に違反している可能性がある建物で、安全が確保されていない状況です。</p> <p>エアコンは廊下にあるだけで室内ではない。テレビは一時間百円、ガスこんるも有料、トイレ、お風呂も共同、部屋の電源もなくて、夏は扇風機も使えない。寝ると背が高い方は足が廊下にはみ出てしまう。憲法二十五条、生活保護法で、健康で文化的な生活というのが保障されているはずなのに、なぜこうした状況で、五年、十年住むことを許していたのか。</p> <p>川崎市内のこの簡易宿泊所で暮らす生活保護受給者は千三百人を超えております。なぜこの簡易宿泊所に長く住み続けなければならなかつたと考えているのか、厚生労働省にまずお伺いをしたいと思います。</p> <p>○谷内政府参考人 お答えいたしました。</p> <p>生活保護受給者が簡易宿泊所を長期間利用している状況につきましては、さまざま背景があると考えられまして、例えば、過去におきましては、簡易宿泊所の利用者の多くが日雇い労働者でございまして、その利用者の高齢化によりまして、そこに住み続けられたまま生活保護の受給者に至っているということや、ほかには、生活保護</p>
<p>受給者がアパートなどの住居を確保するまでの間に一時的に簡易宿泊所に宿泊したんだけれども、アパート等へ入居できず、引き続き宿泊を続けております。いつの住みかになっていたというふうに言わざるを得ない状況があつた。</p> <p>火災に遭つたこの簡易宿泊所というのは、住環境としても大変劣悪で、先ほど大臣が言られた安穩という言葉とは本当にほど遠い現状がございました。</p> <p>○本村(伸)委員 国交省にもお伺いをいたしました。</p> <p>本來、このような簡易宿泊所に長く住み続けておりまでは、公営住宅や民間のアパートなどを確立しておきながら、実際には三階建て、建築基準法や消防法に違反している可能性がある建物で、安全が確保されていない状況です。</p> <p>エアコンは廊下にあるだけで室内ではない。テレビは一時間百円、ガスこんるも有料、トイレ、お風呂も共同、部屋の電源もなくて、夏は扇風機も使えない。寝ると背が高い方は足が廊下にはみ出てしまう。憲法二十五条、生活保護法で、健康で文化的な生活というのが保障されているはずなのに、なぜこうした状況で、五年、十年住むことを許していたのか。</p> <p>川崎市内のこの簡易宿泊所で暮らす生活保護受給者は千三百人を超えております。なぜこの簡易宿泊所に長く住み続けなければならなかつたと考えているのか、厚生労働省にまずお伺いをしたいと思います。</p> <p>○谷内政府参考人 お答えいたしました。</p> <p>生活保護受給者が簡易宿泊所を長期間利用している状況につきましては、さまざま背景があると考えられまして、例えば、過去におきましては、簡易宿泊所の利用者の多くが日雇い労働者でございまして、その利用者の高齢化によりまして、そこに住み続けられたまま生活保護の受給者に至っているということや、ほかには、生活保護</p>

川崎市の例のように、一般的の住居に入居できな  
い事例は全国でもあちこちにございます。その受  
け皿になっているのが無届け介護ハウスですか  
脱法ハウスですかネットカブエ、そして簡易宿  
泊所があるわけですけれども、実際に適正な水準  
の住居としてその基準を満たしていないところが  
たくさんあるわけです。

國交省としても、早急に改善を図るべきだとい  
うふうに思いますけれども、いかがでしょうか。  
○橋本政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘のとおり、住宅確保要配慮者につきまし  
ては、公的賃貸住宅の供給促進とともに、民間賃  
貸住宅への円滑な入居というのも非常に重要な選  
択肢であると思っております。特に、住宅確保要  
配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に當  
たりましては、地方公共団体・不動産団体等を構  
成員とする居住支援協議会を通じて仲立ちをして  
おるところでござります。

ただ、残念ながら、まだ居住支援協議会は全都  
道府県でできておるという状況ではございませ  
ん。まだ三十七都道府県、十一区市において、合  
計四十八しかできておりません。まずは都道府県  
単位で、設立されていない十県においてこの居住  
支援協議会を立ち上げた上で、先ほど申し上げま  
した住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な  
入居について支援ができるよう体制を整えてい  
きたいというふうに考えております。

〔小島委員長代理退席、委員長着席〕

○本村(伸)委員 今、数を言つていただきました  
けれども、住宅セーフティーネット法施行後、居  
住支援協議会を設立した自治体というのは、都道  
府県で三十七件、市町村で十一件ということにな  
るわけですが、局長が言わされましたように、  
数的にももつともっと進めるべきだというふうに  
思いますが、

まだまだ不十分だというふうに思いますけれど  
も、なぜこうした取り組みが進まないのか、その

ことについてどうお考えでしようか。

○橋本政府参考人 居住支援協議会は、公共団体  
それから不動産団体等々が入っております。  
は、全ての居住支援協議会に入つておるわけでは  
ございません。このちんたい協会というところ

は、住宅確保要配慮者について、例えば生活保護  
の代理受給をしてくれれば自分たちで生活保護の  
方を積極的に受け入れるということを言つておる  
んですけども、何せ居住支援協議会のメンバー

にも入つていないので、そういう活動もできない  
ということで、逆に、ちんたい協会の方から、自  
分たちを入れてくれという御要望があります。そ  
ういうニーズがちゃんと地方の住宅行政に伝わつ  
ていいというこの問題もあるうと思います。

○本村(伸)委員 今回川崎市の簡易宿泊所の火  
災の問題では、新聞各紙の社説にも取り上げられ  
ておきます。

朝日新聞の六月一日の社説では、「家主と高齢  
者の間に第三者が入れば、家主は貸しやすくなる  
だろう。すでに先駆的に取り組むNPO法人もあ  
る。行政が民間物件を借り上げ、公営住宅の提供  
数を増やす方法もある」と書いております。東京  
新聞も、「低所得者向けの公営住宅が少なすぎ  
る」というふうに社説で指摘をされております。

○本村(伸)委員 今、数を言つていただきました  
けれども、住宅セーフティーネット法施行後、居  
住支援協議会を設立した自治体というのは、都道  
府県で三十七件、市町村で十一件ということにな  
るわけですが、局長が言わされましたように、  
数的にももつともっと進めるべきだというふうに  
思いますが、

川崎市の簡易宿泊所のような惨事を再び起こさな  
いためにも、そもそも低所得の方々の公営住宅を  
確保するべきだと思います。二度とこの川崎市のような  
大惨事が起こることがないように、大臣に、こう  
した公的な責任を果たす、国としての責任を果た  
すということをぜひ明言していただきたいと思いま  
す。

○太田國務大臣 高齢社会になる、医療や介護と  
いうことと住居との関係も出てくる、貧困という  
ことの問題もあり、住宅行政だけではなく、総合  
的な対応ということが必要だと私は思います。

今御指摘の、公営住宅、公的賃貸住宅の整備  
というお話をあります。しかし、低額所得者等の居住の安定を確保するために、  
は、公営住宅等の公的賃貸住宅の整備、これは大  
事な問題ではあります。

この公営住宅については、地域の実情を最もよ  
く把握している地方公共団体が責任を持つて整  
備、管理を行なうべきものであります。このため  
に、都道府県が住生活基本計画を定めて公営住宅  
の供給の目標量を位置づけて、これに基づいて都  
道府県や市町村が整備、管理を行なっているところ  
です。

所得に応じた費用負担の特別養護老人ホームを  
抜本的にふやすということも必要です。また、障  
害を持った方々の親御さんからは、自分に何か  
あつたとき、子供たちがどうなるのか、老後どう  
なるのかということで、グループホームなどもふ  
やしてほしいということで、グループホームなどもふ  
るということも絶対あってはならないというふう  
に思います。

また、厚生労働省の施策ですけれども、生活保  
護の住宅扶助のカットなど、とんでもないという  
ふうに思います。また、自主避難を初め、被災者  
の方々への住宅の無料の提供ということを打ち切  
るということも絶対あってはならないというふう  
に思います。

憲法「十五条からいって、本来、国が公的な住  
宅を用意し、供給しなければならないんだという  
ふうに思います。公営住宅の新規建設、供給を進  
めるとともに、UR住宅の削減をやめて、家賃は  
所得に応じたものに安くするべきだということ  
や、UR住宅の空き家あるいは民間賃貸住宅を借  
り上げて公営住宅にするという施策、さらに家賃  
補助制度を進めるなど、緊急にこうした具体的な  
対策が必要だというふうに思います。

地方自治体に任せることではなく、国が責任を  
持つて公的な住宅をふやしていく方向に転換をす  
るべきだと思います。二度とこの川崎市のような  
大惨事が起こることがないように、大臣に、こう  
した公的な責任を果たす、国としての責任を果た  
すということをぜひ明言していただきたいと思いま  
す。

○太田國務大臣 高齢社会になる、医療や介護と  
いうことと住居との関係も出てくる、貧困という  
ことの問題もあり、住宅行政だけではなく、総合  
的な対応ということが必要だと私は思います。

今御指摘の、公営住宅、公的賃貸住宅の整備  
というお話をあります。しかし、低額所得者等の居住の安定を確保するために、  
は、公営住宅等の公的賃貸住宅の整備、これは大  
事な問題ではあります。

○今村委員長 これにて本案に対する質疑は終局  
いたしました。

○今村委員長 これより討論に入るのですが、討論の申し出があまりませんでした。

内閣提出、建築物のエネルギー消費性能の向上  
に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○今村委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○今村委員長 ただいま議決いたしました法律案に対し、金子恭之君外五名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、維新の党、公明党及び日本共産党の五会派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。小宮山泰子君。

○小宮山委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

趣旨の説明は、案文を朗読してかえさせていただきたいと存じます。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たつては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

一 建築物エネルギー消費性能適合性判定が円滑に実施されるよう、判定方法をより合理的なものとする。また、関係省令、告示等の制定から施行までに十分な期間を置いて、所管行政庁その他の関係機関、関係事業者等に対する制度の周知を徹底すること。

二 今後の適合義務の対象拡大については、予定される時期、範囲等を早期に明らかにした上で、審査等の執行体制の充実強化及び設計、施工、評価等を担う技術者の育成を促進するとともに、届出制度の的確な運用により、義務化に向けた適合率の向上を図ること。

三 戸建住宅を含めた小規模建築物の義務化に向けて、手続きの一層の簡素化等、建築側と審査側双方の負担軽減策を講じるとともに、中小工務店や大工等の技術力の向上に向けたと。

強化を検討すること。

九 国、地方公共団体等の公共建築物の新築、改修等にあたつては、建築物のエネルギー消費性能の向上を先導するものとなるよう、積極的な新技術の導入、再生可能エネルギーの活用等に努めること。

四 建築物エネルギー消費性能基準等は、新築におけるエネルギー消費性能の実態等を踏まえ、その向上に資する水準が維持されるよう定期的な見直しを行うこと。また、新技術の開発や低コスト化を促進するため、将来の基準強化の時期、内容等をあらかじめ明らかにすることについて検討すること。

五 建築物のエネルギー消費性能について、統一的かつわかりやすい表示の方法を早期に確立するとともに、建築物の広告等における性能の掲載や、売買、賃貸等の契約における性能の説明などの促進により、性能に優れた建築物が市場において適切に評価される環境を整備すること。併せて、建築物の設計者に対し、建築主へのエネルギー消費性能の適切な説明を促すこと。

六 国民に対して建築物のエネルギー消費性能の向上の必要性や効果をわかりやすく説明し、本法施行への協力を求めること。特に、住宅の断熱性能の向上が、ヒートショックの防止など居住者の健康の維持や生活の質の向上に資することについて、実態調査を行いその結果を公表するとともに、国民の理解を深めるよう努めること。

七 住宅等の断熱性能の向上を図る上では、開口部における木製又は樹脂製のサッシの使用が有効であるため、その普及の促進に向け、諸外国の例も参考にしつつ、同サッシの防耐火性能に係る技術開発や基準の合理化を検討すること。

八 既存建築物の省エネルギー改修を促進するため、支援制度の充実を図ること。特に、エネルギーコストの低減のメリットが所有者ではなく入居者に帰属することとなる賃貸住宅について、所有者に対するインセンティブの検討すること。

〔報告書は附録に掲載〕

○今村委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時二十四分散会

○今村委員長 何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○今村委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

〔賛成者起立〕

○今村委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

○太田国務大臣 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律案につきましては、本委員会におかれまして熱心な御討議をいただき、ただいま全会一致をもつて可決されましたことに深く感謝を申し上げます。

今後、審議中における委員各位の御高見や、ただいまの附帯決議において提起されました事項の趣旨を十分に尊重してまいる所存でございます。ここに、委員長を初め理事の皆様、また委員の皆様の御指導、御協力に対し、深く感謝の意を表します。

○今村委員長 お詫びいたします。(拍手)

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○今村委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。





平成二十七年七月一日印刷

平成二十七年七月一日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

U